『日本アジア研究』第 7 号（2010 年 3 月）

「らい予防法」体制下の「非入所者」家族
――ハンセン病問題聞き取り――

福岡安則[*]・黒坂愛衣[**]

この調査ノートは，「らい予防法」による「隔離政策」が貫徹していた時代に，ハンセン病を発症しながら，「ハンセン病療養所」に入所することなく生涯を終えた女性を母親にもつある男性のライフストーリーである。

TM さんは 1945 年生まれ。1956 年ごろ，母親がハンセン病だとの噂が地域社会に広がり始める。1959 年 4 月，TM が中学 2 年のはじめ，母親は「親戚会議」の決定に従って，「ハンセン病療養所」への入所を回避して，鳥取県から大阪に移住。阪大病院の「らい部門」での外来診療に通院することとなる。4 人の兄と 1 人の姉が「逃げて」しまったあと，TM はひとりで母親の面倒をみる。9 年間の大阪暮らしのあと，阪大病院の外来治療に見切りをつけて，母と TM は鳥取県に戻る。TM は出稼ぎをしながら母親の生活を支える。1985 年，母親が脳梗塞で倒れ，老人ホームに入所。ここで露骨な差別的扱いを受ける。

この時点で，TM は，母親に「よかれ」と思って，「非入所」の生活を支えつづけてきたが，むしろ，ハンセン病療養所に入所させていたほうが母親の老後は幸せだったのではないかと，価値判断の大転換を体験する。このときから，そして，母親が 1994 年に亡くなった後も，保健所や県庁を相手に，「らい予防法」に従った適切な対応を怠ってきた責任を執拗に問いつづける。まともに相手にされず，けっきょくは，2003 年，「こまい鉈」で県職員を殴打し，「殺人未遂事件」として刑事事件の被告とされ，「懲役 3 年の実刑判決」に服した。

TM の“非入所よりはハンセン病療養所に入所していたほうが，母は幸せだったにちがいない”という言説，“行政職員が「らい予防法」に従って適切な対応をしなかったのは問題だ”という言説，そして，“阪大病院のハンセン病治療は，患者家族の経済的立場を十分に考えておらず，治療内容も患者とその家族に十分な説明のないままの診療実験にすぎなかったのではないか”という言説は，2001 年の熊本地裁判決，その後の「ハンセン病問題に関する検証会議」の『最終報告書』（2005 年）などによって積み上げられてきたハンセン病問題をめぐる現在の共通理解とは，一見対立するかのようである。

しかし，わたしたちの理解によれば，TM の語りは，「らい予防法」体制下の「強制隔離政策」というものは，たんに，当事者の意思にかまわず強制的にハンセン病療養所へと患者を引っ張ってきて閉じ込める《収容・隔離の力》だけでなく，社会のなかに患者とその家族の居場所を徹底的になくして，と

[*] ふくおか・やすのり，埼玉大学教養学部教授，社会学。
[**] くろさか・あい，東京外国語大学非常勤講師，社会学。

きに，患者みずからに，あるいは，患者の家族に，療養所への入所を望ませさえする《抑圧・排除の力》をもつくりだすことによって，はじめて機能していたということ。非入所を貫いたということは，この後者の《抑圧・排除の力》を長年にわたって浴びつづけたことにほかならないこと。それへの憤りが，母親の老人ホームでの差別的扱いで一挙に噴出したことをこそ，雄弁に物語っていると読み取れる。

TM の語りは，ハンセン病療養所に「強制隔離された生活」が人権を根こそぎ剥奪された生活だったとすれば，「非入所者」としてハンセン病療養所に入所せずに社会のなかで暮らしつづけることも徹頭徹尾心のやすらぎを奪われた生活であったことを，鮮明に物語っているのだ。
キーワード：ハンセン病，非入所者，ライフストーリー

TM さんは，1945（昭和 20）年生まれの男性。外見は堂々たる体躯の持ち主である。彼は，いま，「こんなことで終わっちゃあ，死んでも死にきれん」と憤怒に身を焦がしている。1908（明治 41）年生まれの彼の母親は，ハンセン病の病歴者であるが，ついぞハンセン病療養所に「収容される／入所する」ことなしに，1994（平成 6）年に亡くなった。ハンセン病問題の用語では，TM の母親のような存在を「非入所者」という。――TM は《非入所者の息子／家族》である。

この調査ノートは，そのような TM のライフストーリーの聞き取り[1]の再現である。わたしたちはこれまでに，ハンセン病問題にかぎっても，数多くの「ライフストーリーの聞き取り」を呈示してきたが[2]，TM からの聞き取りを文字化して呈示するのには，いささかの困難が伴った。わたしたちは通常，ライフストーリーの聞き取りにおいて，語り手の誕生の時点から現在まで，生活史の流れにそって問いを発し，語り手も多くの場合，生活史の時間的な流れに沿ってみずからの体験を語ってくださる。したがって，IC レコーダーに録音された

[1] TM さんへの聞き取りは，2006 年 12 月 22 日～23 日，鳥取県の TM さんのご自宅でおこなった。聞き手は，福岡安則，黒坂愛衣と宮里良子（ハンセン病家族遺族の会「れんげ草の会」会員）。聞き取りは 9 時間ちかくにおよんだ。

語りの呈示は，基本的に語り手の発話のみによって構成することを基本とし，文意を通すためにわたしたちが補った言葉は，すべて亀甲カッコ〔　〕に入れた。難しい漢字やいく通りかに読める漢字には，読みがなを付した。発音と意味の両方を伝えたいという考えから，「母親（じぶん）」「癩患者（にんげん）」という表記をしたばあいもある。また，「集落（ぶらく）」という表記は，「部落」という漢字をあてると，被差別部落の意味にとられる可能性があるため，無用な誤解を避け，本来の文脈で読んでもらえるよう，このように表記した。あるいはまた，語りには「それ」「あれ」「こと」「ここ」「そこ」といった音声が頻繁に登場する。そのような場合も，「目薬（それ）」「普通（あれ）」「体験（あれ）」「負い目（こと）」「啓発（こと）」「カルテ（ここ）」「田舎（ここ）」「阪大病院（ここ）」「老人ホーム（そこ）」といったかたちで，音と意味とを併せて表記する方法をとった。

なお，この調査ノートは，2007–2010 年度科学研究費補助金（基盤研究（C））「市民社会のなかのハンセン病問題」（研究代表者＝福岡安則）の研究成果の一部である。

[2] とくにその代表的なものとしては，砂雄二・福岡安則・黒坂愛衣編『栗生楽泉園入所者証言集』全 3 巻を挙げることができる。

音声のおこしを丁寧におこなって，枝葉の部分を取り除いていけば，おのずと，読みやすい「ライフストーリーの再現」が可能となる。しかし，TM の語りは，そのようにはいかなかった。まず第 1 に，TM は，ある時点で，それまで自分が「よかれ」と思って忍耐強くやってきたことが「間違っていた」と思わせられる人生の転機を経験しており，それ以前の体験を，たんに自分が体験したことの記憶として語るのではなく，現時点からの評価を含んだ意味づけとともに語る語り方を採用しているということがある。第 2 に，TM は，その転機を迎えて以降とくに，情報の収集と学習を精力的におこなってきており，彼の語りは，体験したことの語りと同時に，学習した知識の披瀝とセットになって展開する傾向があること。第 3 に，TM の語りは，あるエピソードを語っていると，いわば連想ゲーム的に，そこでのトピックと関連のあるエピソードを想い起こして，人生のさまざまな局面にスキップするかたちでなされるものであったため，そう簡単には時系列に沿ったものとして呈示しがたいものであった。

したがって，できるだけ読みやすい語りの呈示となるように最善の努力はしたつもりではあるが，読者のみなさんにはとっつきにくい面が残ったのではないかと恐れる。語りを読み進めるさいの助けとなるように，あらかじめ，TM さんとその母親の生活史の大雑把な流れを示しておこう。

1945（昭和 20）年，TM は，鳥取県の山村の農家に，5 男 2 女の末っ子として生まれる（ただし，長女は幼くして死亡している）。1956（昭和 31）年ごろ，母親がハンセン病だとの噂が地域社会に広がり始める。1959（昭和 34）年，「親戚会議」の決定により，母はハンセン病療養所への「入所勧奨」を逃れて，大阪へ。阪大病院の外来治療に通院。TM も，1 ヵ月あまりのち，中学 2 年の 1 学期の時点で，大阪の母のもとへ。きょうだいたちが母を見捨てることで，TM は大阪の長屋の一画で母と二人暮らしをすることになる。阪大病院の外来治療に見切りをつけ，1967（昭和 42）年，ふたりは鳥取県に戻る。TM は「出稼ぎ」をしながら母親の生活の面倒をみる。1985（昭和 60）年，母が脳梗塞で倒れ，老人ホームに入所。そこで差別的扱いを受ける。1991（平成 3）年以降，TM は保健所に窮状を訴えるが相手にされず。1994（平成 6）年，母死亡。享年 86 歳。1996（平成 8）年，「らい予防法」廃止直後，県庁に「ハンセン病相談窓口」があったことを知らされる。以後，県庁に連日通って，抗議。県職員からは「クレーマー」と見なされた模様。2003（平成 15）年，県職員を「こまい鉈」で殴打。「殺人未遂事件」として刑事裁判の被告に。罪状認否で起訴事実を全面的に認めたため，第 1 回公判で即日結審。判決は「懲役 4 年の実刑判決」。2004（平成 16）年の控訴審では，ハンセン病国賠訴訟の弁護士がついたこと，減刑嘆願を望む約 6,000 人の署名もあって，「懲役 3 年の実刑判決」に減刑。

TM は，2006 年 9 月 19 日に出所。わたしたちは，同年 12 月 8 日～9 日，福岡県の豊前で，鹿児島県鹿屋のハンセン病療養所「星塚敬愛園」の入所者たちを迎えて毎年おこなわれている「ホームステイセンター柿の木」年末餅つき大会のさいに，TM さんと事前の顔合わせをしたうえで，同年 12 月 22 日～23 日，鳥取県の TM さんのご自宅を訪ねて，聞き取りをおこなった。聞き取り時点で，TM さんは，61 歳。

以下は，《ある非入所者家族のライフストーリー》としての TM さんの語りである。

ある非入所者家族のライフストーリー

若菜病にかかった母親／父親はガンで病死

〔わしが生まれたのは〕昭和 20 年。わしが生まれて 2 年ぐらいたったらな，若菜病（わかなびょう）という病気が流行った。若菜を食べてな，血を吐いたりとか。いまでいえば，鉤虫症（こうちゅうしょう）やな。昔は，衛生状態のいい農業をやってなかった。人糞に水を混ぜたのが〔肥やしの〕主流やったしな。若菜病は，皮膚から虫が入るんですね。そしたら，皮膚炎をおこしてな，そして，十二指腸におさまると。〔母も〕昭和 22 年ごろ〔鉤虫症に〕かかった。手も皮が剥けてな。うちのおふくろは，なんか言うたら，その話をやってました。「これから変になった」って。母親（じぶん）はそれの印象が強（つよ）ぉてな。どこの病院へ行っても，その話ばっかりしておったということは事実です。――これを，わしが〔長島〕愛生園の前の園長の中井栄一先生に言うたらね，「これが〔お母さんの〕ハンセンの原因だ。土から感染するというのも，かなりある」ちゅうようなこと言うてました[3]。

来年の春，自分が小学校に入学するっていう〔昭和 26〕年の 12 月，父親がね，肝臓ガンで亡くなった。〔父親は身体が〕弱いことなかったけどな。不意に逝った。もう，医者から言われたときには，「手遅れです」って。2，3 ヵ月で死んだんだ。〔父は〕兵隊にも何回も行った。4 回ぐらい行った。親父が終戦を迎えた日には，なんか，朝鮮の済州島に行って，穴ほじりをしておったと。老兵であってね，補充でね。〔父は〕そういった兵隊に行って帰ってきて 5 年ぐらいしてね，肝臓ガンで永眠。

その当時，長男は大阪におった。それで，呼び寄して。あんがい，いい年やったからな，帰ってきて，すぐ結婚したけどね。――〔うちは〕農家でした。暮らしはねぇ，そんなに，飯をはずしたりなんかする家ではなかったね。裏山をもってでね，冬場になったら炭焼きをちょっとやって。年に 2 回ぐらいは，蚕を飼ったり。田んぼも，当時は 8 反から 9 反あったかな。村の平均反別が 2 反ぐらいのところでな。大きな棚田（たなだ）とちがうよ。こんまい棚田。小さい段々をなんこも集めて，1 反つくることになる。そういった場所でしたね。

当時は，馬も飼ってたし，牛も飼っておるし。ふつう，「こんにちわぁ」っていって農家に入っていけば，玄関先で「モオー」と。そんな家が多かった。いちおう，うちだけは，別に馬小屋と牛小屋があった〔けどな〕。まぁ，衛生

---

[3] 2009 年 11 月 20 日に上京してきた TM さんが，あらためて呈示した母親の病気にかんする資料，「大阪大学医学部附属病院皮膚科」の「外来番号 3821」のカルテには，「初診〔19〕59〔年〕4 月 28 日」「○○○○殿／女／明治 41 年 8 月 16 日生／満 53 才」とあり，「Hauptklage（主訴）」の欄には「Sensibilitäts[-] u[nd] Motilitätsstörung d[er] beiden Hände（両手の感覚と機能の障害）」，「Lokalisation（患部）」の欄には「Vorderarm（前膊）」，そして「Jetziges Leiden（現在の病状）」の欄には「昭和 21 年 8 月，両手に急激に水疱形成，疼痛を認む。Nasenblutung（鼻血），Husten（咳）あり。以后，次第に両前腕，手，下肢の Hypästhesie（知覚麻痺），Finger（指）の Motilitätsstörung（機能障害）増強す」と記載されているので，この 1946 年 8 月時点ですでに，TM の母親はハンセン病を発症していたものと考えられる。このとき，TM は生後 10 ヵ月の乳児であった。

状態といったら，それはいいことなかった，悪かったと思います。
〔母は，どんなひとだったか，だって？〕まぁ，普通は普通やけどね。なんていうんかな，〔わしの〕ちいさいときから記憶があんねんけれども，心臓がちょっと弱かったな。山道が多いねんからな，坂道を〔歩くと〕ザクッザクッザクッザクッて，〔心臓の〕音がしよったわ。それがな，やっぱり，死亡するときにも，わし，立ち合ったねんからね，いちばん最期，おなじ音がしました。ザクッザクッザクッザクッて。心臓の音。〔でも〕85 まで，いちおう生きたからな。
〔母は〕もう，子どもを怒ったことがおらんけぇ。それがおふくろの自慢でもあったということやねんけどな。〔子どもには〕みんな平等だったとちがう。長男はな，いうたら，おばあさんがかわいがっておったけどな。おばあさんはね，これもまた 82 まで長生きしたかな。おばあさんは M 家から来たんやけどな。長女だったからな，親戚への権限というのは，強かったな。年をとってからは，みんな，「中気（ちゅうき），中気」って言いよったけど，いまで言えば，痴呆の気（け）がちょっとあって，あっちうろうろ，こっちうろうろしてたな。
〔わしが〕ちっちゃいときには，しっかりしとったよ。わしと，よぉ，炊事しよったな。もう，〔おばあさんの〕腰も曲がっとったしな。〔わしが〕手伝（てった）いしよった。掃除して，風呂の水を変えたりやとかって，ちっちゃいころから，よぉしよったよ。
〔母は，学校は〕小学校中退。むかしの人間やからな，〔おなごに〕学問を教えたら，ラブレターでも書いて，チャカチャカして，〔結婚前に〕子どもをつくってくるのがオチや，ちゅなことでな，まぁ，教育を受けてないということは事実。〔読み書きは〕できんかったな。

母親がハンセン病との噂／鳥取県の「無癩県運動」

〔わしが〕9 歳〔のとき，母親が発熱し，「十五日熱」と言われました〕。わし，だから，母親がこんな病気をやんでから，もう百姓の手伝いばっかりやったね。もう，どこどこの田んぼに行きよるから，来てくれと。冬場になったら，風呂炊き。そういった生活ばっかりしておったけどな。やっぱり，山の百姓やったから，なかなかしんどい。なにやるっていったってな，坂道を上がって下って行かんと行けん。ここらの〔平地の〕百姓の倍ぐらいしんどいとちがいますぅ，やっぱり。ぜんぶ，担ぎもんばっかりやからね。だから，むかしのひとといったら，この背中にごっつい瘤（こぶ）がでておったからな。担ぎもんして瘤があるというのは，見たことないかもしれんが，ほんまに，ここに，できますからね。
〔母は〕熱が下がったときには，足が立たんかったな。それで 1 週間ぐらい縁（えん）のところでちょっと運動しとったね。足が立つようになって，はじめて〔町の〕病院へ行った。そのときには，もう，なんか，噂になりましたね。ハンセン病だと。それで，嫁に行っとった姉が帰らされた。意外と，これ，早かったですよ。〔結婚していた長兄も離婚。〕〔そういう噂は〕口から口へ〔伝わる〕。
どこの県でも〔「無癩県運動」を〕やっておったと思うねんけど，〔財団法人鳥取県癩予防協会『鳥取県ノ無癩運動概況』（昭和 13 年 6 月）という小冊子のコピーを示しながら〕こんなんでな，出ておる。そうした資料が残っておるのは，〔長

島愛生園の〕鳥取県の〔県人〕会長がしっかりしておったからな[4]。〔昭和 12 年 2 月 26 日には，鳥取県と愛生園のあいだで「鳥取寮ノ建築及患者収容ニ関スル協定」が結ばれ〕愛生園に，鳥取県が「三朝（みささ）寮」や「大山（だいせん）寮」を建って，寄付をしてね，そこに鳥取県の癩患者（にんげん）をバアッと突っ込ましたがね。〔愛生園には〕ベッド数がないということでな。

いまでは，赤十字病院やなんかもな，知らん顔で，シロシロとしておるけれども，赤十字病院やなんかも中心となってやっておったんやから。だから，村長から産婆にいたるまで，ぜんぶ〔ハンセン病について〕教育されている。それがまた，住民にみんな教えてね。

そこんところでね，「神経癩」の紹介がしてありますわ。それがまた，うちのおふくろの状態にそっくり。その病状，そのままですよ。わし，それ見て，びっくりしたもの。だから，かなりのことを，これが教えてる。「火傷ヲシタリ」とか書いてある。「口笛ガ吹ケナクナル」ということは，顔面神経麻痺のことを言うておるねんけどもな。かなり詳しいことを，その文章のなかでな，教えとるなぁと[5]。〔愛生園の〕鳥取県の〔県人〕会長に聞いたらね，これだけ

---

[4] TM さんは，長島愛生園入所者の鳥取県人会長の KH さんから，1997 年頃，『鳥取県ノ無癩運動概況』のコピーを譲り受けたとのこと。

[5] ここで TM さんが言及しているのは，「癩予防運動ニ就テ放送」と題して，昭和 12 年 4 月 9 日午前 10 時 30 分より 15 分間，立田清辰鳥取県知事の「代理トシテ」桂定治郎・前鳥取県警察部長が鳥取放送局から放送した原稿であり，『鳥取県ノ無癩運動概況』に収録されている（旧字体は新字体に変えた）。

> 凡ソ世ノ中ニハ不幸ナ人気ノ毒ナ人困ツテ居ル人ガ随分沢山御座キマスケレ共癩患者程悲惨デアリ真ニ同情スベキ者ハ無イト思ヒマス。即チ眉ハ落チ顔ハ歪ミ知覚ハ麻痺シ身体ハ其ノ運動ノ自由ヲ失ヒ，或ハ潰瘍ヲ生ジ骨ガ露ハレテ膿ガ流レ或ハ両眼ヲ失明シ飲食呼吸ニモ困難ヲ来ス等其ノ病苦ヲ見マシテモ他ニ類例ガナイノミカ精神上ノ懊悩ハ病苦ニ勝ルコト一段ト深刻デツア(ママ)テ，絶望ノ極，遂ニ死ヲ選ム患者ノ稀デナイコトニ徴シマシテモ想像ガ出来ルノデアリマス。況ヤ患者自ガ此ノ病ニ哭クバカリデナク，九族悉ク憂ヲ共ニシ悲痛ヲ痛感スルニ於テヲヤデアリマス。
>
> 此ノ病ハ昔カラ或ハ天刑病デアルトカ，業病トカ，遺伝病デアルト考ヘラレテ居マシタガ，現今デハ，ソレハ全然誤解デアツテ，患者ノ鼻汁トカ唾液膿汁，或ハ皮膚ノ潰瘍等カラ排泄サレル癩菌ガ健康者ノ傷口カラ体内ニ入ツテ，始メテ病気ガ伝染スルノデアツテ医学上純然タル伝染病デアルコトガ鮮明セラレテ居ルノデアリマス，癩病ニ感染シテカラ病状ガ現ハレル迄ニハ可ナリ長イ年月ヲ要シマス。即チ五年乃至十年，長キハ十五年位モ潜伏シテキル関係上，血統病ダト誤信サレタノモ敢テ無理カラヌコトゝ考ヘラレルノデアリマス。
>
> 普通ノ症状トシテ初期ニ現ハレルノハ斑紋デアツテ顔，胸，背，腰，手足等ノ皮膚ニ「たむし」ノ様ナ赤イ斑紋ガ出来其ノ部分ハ感覚ガナクナリ針デ刺シテモ痛ミヲ感ジナイノガ特徴デアリマス。此ノ斑紋ノ出来テ居ルノヲ斑紋癩ト云ツテキマス。
>
> 此ノ外神経癩ト結節癩トガアリマスガ，神経癩ハ神経系統ガ侵サレ手足ニ劇シイ疼痛ガ起ツテ不眠ニ悩ンダリ又ハ感覚ガ無クナル為ニ，火ニ触レテモ熱クナイノデ火傷ヲシタリ皮膚ニ水泡ガ出来テコレガ膿ミ甚ダシクナルト切断癩ト云ツテ指趾ハ潰レ落チマス外，手足ノ指ガ関節カラ曲ツタナリニ固マツテ動カナクナツタリ又顔ノ神経ガ麻痺ヲ起セバ，顔ガ歪ミ，口笛ガ吹ケナクナル等表情ガ出来ナクナルノデアリマス。

とちがってな，やっぱり，映画見せたり，スライドを見せたりとかな。そんなことして，県民に教えたと。だから，きついところがあったんだと思う。つまり，「無癩県運動」というのは何かといったらね，普通の素人の県民，住民，村民にね，医者とおなじように，権限を与えて，「あんた，ハンセン病の医者になりなさいよ。〔ハンセン病だと診断できる医者に〕なって，通報しなさいよ」というのが，無癩県運動ですよ，けっきょくを言えば。その無癩県運動を，じゃあ，〔何年何月何日をもって〕廃止するというような通知があったのか。そんなん，ないやろ。蔭になり日向になりしてな，無癩県運動，ずうっと続いてきたんとちゃうんか。住民にもな，医者の資格を与えたんだよ，ってこと。だれだって，ハンセン病の診断をさしたんだ。だから，噂になりやすい。それで，「癩狩り」ちゅうようなことが起こってね。そらぁ，いろんなことが起こんねんけれども，〔この町の〕T という集落（ぶらく）の地主さんがハンセン病にかかって，地主さんだって，宙ぶらりんになっちゃった。「ハンセン病の蔓（つる）だけ」ちゅう噂が，ずうっとあったんですよ。筋（すじ）だってこと。つねに，偏見と差別があった。いまでも，1 軒だか親戚が残っておるらしいねんけどな。もう長いあいだ，村八分みたいになってる。いまでこそな，「付き合いましょう」と言うたってな，付き合おうとせんらしい，そこのひとらはね。そういった現状。つまり，相当なダメージをくっておる[6]。〔平成 8 年に〕「らい予防法」が廃止になって，それで，〔平成 13 年に熊本地裁で〕裁判に勝って，権利を持ったけれどもな，癒されておらん家族が多いということは，事実なんですよ[7]。

次ニ結節癩デハ皮膚ガ癩菌ノ為メニ侵サレテ厚クナリ，又方々ニ膨レタ結節ガ出来マスガ，此ノ結節ハ次第ニ崩レテ深イ潰瘍トナリ膿汁ガ出テ容易ニ治癒シナイバカリカ頭髪ヤ眉毛ハ抜ケ落チテ獅子面ノ如キ醜キ顔貌トナルノハ多ク此ノ結節癩ニ見ル所デアツテ患者全体ノ三分ノ二ヲ占メテ居リ伝染ノ危険モ亦最モ多イ種類デアリマス。〔以下略〕

[6] 『鳥取県ノ無癩運動概況』（昭和 13 年 6 月）に，「入所勧誘状況」という見出しのもとに，以下の記事が載っている。「無癩県運動」（＝絶対隔離撲滅政策）が，どのような差別的状況，人権侵害をうんでいるか，当局のがわも認識していたことをうかがわせる。

例一，

愛生園ニ入所スルコトハ其ノ家庭ニハ天刑病アリトノ世間態ヲ慮ル見地ヨリ外聞及ビ不面目ヲ痛感スル而已ナラズ，他家ニ縁付キタル其ノ肉親者，或ハ他家ヨリ入籍シタル家族ガ従来秘密ニ取扱レタル患者ガ入所スルニ伴ヒ自然世間ニ知レル結果，中ニハ現在ノ親戚相互間ニ或イハ不縁破談トナリ妻子其ノ他ガ離散ヲ為スガ如キ累ヲ其ノ近親者ニ及ボス等，悲劇ノ現出センコトヲ憂慮シ一家残ラズ自殺スルカ，或イハ挙家他県ニ転出ヲ決意スト陳情セルモノアリ。

例二，

患者ガ一度愛生園ニ入所センカ治療ニ名ヲ藉リ療養所ニ於テ毒殺，或ハ終世同園内ニ留置サレ例ヘ治癒スト雖モ退所ノ如キハ絶体ニ出来ザルモノト諒解シ，本人ハ勿論肉親者ハ生別スルモノト誤信ノ結果，極力入所ニ反対ス。

[7] TM さんは，2009 年 10 月 5 日付けの手紙に，ハンセン病にかかって村八分にされたという T という集落の地主のお墓の写真を同封して送ってこられた。明らかに名望家と思われる立派な墓が 3 基，写っている。本家の墓と 2 つの分家の墓で，「ともに昭和 19 年建立」だという。「何代前の第 1 分家か第 2 分家か知らないが，100 名近い人

〔話は元に〕戻りますねんけれどもな，〔離縁されて〕姉も帰ってくる。毎日毎日，泣いとったでな，大変なことやなぁということは〔わかりました〕。〔姉には〕子どもはいなかった。で，2 回目は，その，ハンセン病だっていう承諾でもってな，嫁に行った。親戚のね，仲人みたいのでね。

火傷で骨が落ち指が縮む

知らんうちに火傷するっていうような病気はね，〔ハンセン病以外に〕あらへんのやから。これは，ひとつのハンセンの特徴や。知らんうちに火傷してる。火傷にも気がつかん。ハンセン病で〔知覚〕麻痺を起こしてね。ふつうは，まぁ，土瓶やなんか〔を持つときには〕，なんか〔熱を防ぐものを〕持ってな，するねんけれども。〔知覚が麻痺してるから素手で持ってしまって〕すぐに火傷する。

〔母は〕その火傷した手で田植えやったからな。もう意外と〔指が〕落ちるの早かったですよ。指が，倍以上ぐらいに腫れてな。爪も取れて，まんなかに穴があいてな。むかし，わしが，ぜんぶ，治療しましたよ。あの，オキシドールというのがあってね。バッと〔かけると〕バアーッと泡がたちます。それから，まんなかに穴があいて，コローンと〔指の骨が〕落ちる。それで〔指が〕縮んでしまう。――ぜんぶ，わしが〔母親の指の〕治療をしたんだからな。

〔昭和 34 年に〕大阪に行くときには，もう，そんな手になっておったんやけどな。〔大阪大学附属病院皮膚科の〕伊藤〔利根太郎〕先生も〔カルテに〕書いておるようにな，紅斑がちょうど肩のところにあった，両方ともに。〔赤い色は〕薄いもんやったけどな。わしは，〔母の〕顔にもあったという記憶あんねんけれども。伊藤先生は，顔は気がつかなかった。大阪に行くときから，もう，こんな手をしてはった。火傷した手でもってな，田んぼの草取りやったり，畑の草取りするんだからな，すぐやったですよ。火傷して，ここから縮む。ここから縮んでしまう，というのが〔表現としては〕正解ですよ。これが腐って落ちると，そういったもんと違ってな。骨が落ちるから，そこまで〔指が〕縮まってしまう。

出血は，なかったな。出血はせん。ただし，大阪に行くと，「オキシドールっていうのはいかん」ちゅうんでな。オキシドールというのはな，悪いもんも殺せば，いいもんも殺してしまう。人間にとって必要なもんも殺してしまうからいかんのやということで，ちょっと治療の仕方，変えて。傷パウダーみたいの，あれでしました。そしたら，それ以上化膿もせんしやするしね。骨も取れずにね。大阪へ行ってからはな，指の状態は一回も，骨が取れたということはなかったな。このことで，中井先生も言うとったな。いちばんはじめのカルテの記載見てな，そのことが書いてへん，これが変ねや，って言った。「なんで，こんなもんが書いてないのか」。はじめ，光田反応の検査をやって，まぁ，弱陽性であったということは事実。だから，「結核様癩」[8]ちがうかとしたかもし

がふる里を去っています。墓守をしていた薄い親戚も，平成 8 年に姿を消しています」と添え書きがあり，墓のまわりは草茫々であった。

[8] 「結核様癩」という「病名」は，「大阪大学医学部附属病院 医員 森竜男」名で「昭和 40 年 2 月 24 日」付けで「大阪府知事」宛てにだされた「御届」に記載されたもの。なぜか，初診のカルテの記載とは異なり，「発病年月日」は初診日の「昭和 34 年 4 月」とされ，「診断の年月日」は「昭和 40 年 2 月 23 日」と記載されている。なお，この

らんけれどもな。結核様癩というのと，神経癩というのは，ちょっと違う。結核様癩というのはね，いわば，片方だったら片方だけ。神経癩というのは，左右対称的。〔母のばあいは〕股のところ，肩と，ぜんぶ，左右対称的ですよ。

〔ハンセン病についての勉強は〕中学校時代のへんから，徐々にやっとったね。大阪に行った当時から。でなかったらね，中途半端な知識を持っておったら，かえってな，恐怖心が湧くからな。ちゃんとせにゃいかんと思ってな。

〔大阪大学の〕伊藤利根太郎先生でも，「ここに菌がおるかっていったら，おらん。こんな蝋燭みたいになった手に，菌がおるわけない」と。冬になったらもう，氷がついたような冷たい手になりますからね。こんなところに〔らい菌は〕おらんのやからね。つねに，この眉毛の上をな，ちょっと，ピンセットで引っ張ってな，ポンと切る。米粒大の穴が，あいとる。これ，中井先生に聞いてみたら，「ここは最後まで〔菌が〕出やすいところやからな」と言うてはった。

親戚会議の決定――「島」ではなく阪大病院へ

長男は，「もういっかい，いい病院に連れていって診て〔もらう〕」と。岡山大学〔病院〕の三朝（みささ）分院の紹介で，無らい県運動をやっておった当時の赤十字病院までな，また〔母親を連れて〕行っとんねん。「専門のひとがおるから」って言ってな。そこでも「らい」だと言われて。〔けっきょく長兄は，離婚したあとまた〕結婚して，子どもができてましたからね。だから，母親がこういった病気になったということでな，やっぱり，怖がってしまった。3 歳ぐらいの女の子がずっと〔病気の母に〕抱かれて寝ておったねんけどな。0 歳ぐらいの子どももおった。だから，〔長兄夫婦は〕「ばあちゃんは，ババッチィやから」って，飛んで逃げたもの。

当時なんかも，「蔓（つる）だけ」だとかな，よぉ言ってましたからな。「らいの血統だ」と。こまいながらも，知っておったけどな。〔母が〕大阪に行く前ぐらいになって，そういった大きな噂がたった。

M〔という祖母の弟〕が〔役場の〕保健課長と住民課長とを兼用だったからね。みんなが親戚会議で話しておるときにな，それからぜんぶ情報が入ってくる。〔M が言うには〕「〔町の〕保健所長が診に来て，早いこと〔ハンセン病療養所へ〕連れて行っちゃえ」という見解（へんじ）やったと。こっちのほうでは，「愛生園」ちゅうなこと言やしない。「早いこと，島に連れて行っちゃえ」と。保健所長はな，医師の資格を持っておったからな，そのぐらいの権限はあったということ。だから，保健婦さんがな，しょっちゅう〔うちに〕来ておったんですよ。大阪に行くまで来ておりましたね。

「長男も〔家を〕出てしまったことやから，おまえ，座っといて，聞いといてくれ」というてな。「母親も病気やし……」。そんときには，母親とわしとしか〔家に〕いなかったからな。だからといって，じゃあ，嫁に行った〔わしの姉の〕K 子は，一回も〔親戚会議に〕呼ぼうとせんかったものな。責任取れる人間が〔集まって〕決めるんだったらいいけれどもな，責任取れん人間ばっかりが寄り集まってするんだけんな。親戚会議は，毎日してました。毎日，M のおっつぁんがな，「きょう，みな，集めといてくれ」ちゅうようなことを言う

書類の写しを TM さんは「平成 12 年 8 月 25 日」に大阪府より入手している。

からな，わし，親戚の呼び〔集め〕役ですよ。「きょう，集まってよ」〔と言いに行く役目〕。ちょうどね，中学校の 1 年の，3 学期やったな。だから，まぁ，四男の A だったら，跡を継げるかもしらんけどな。ちょっとからだも大きいけん。三男坊は，からだが弱かった。だから，A のところに，帰ってくるようにてなことで，手紙を出したけど，三男坊が帰ってきはった。〔三男坊は〕百姓のできるような状態とちがう。あの夫婦，結婚したとき，ふたりで〔肥桶を〕担いでいきよったからな。だいたい〔肥桶は前後に〕2 つ，ひとりが担ぐのが普通（あれ）。そんなに重いもんじゃあらせん。まぁ，三男は，「わしに〔母親を〕大阪に連れていくというようなことをやらせるんだったら，財産ぜんぶ〔自分に〕まかせ」ちゅうようなもんだね。ただ，長男が〔家を〕出たときに，6 反を持って出ました。あと〔残ったのは〕4 反しかなかった。〔田んぼ〕4 反ぐらいじゃあ，やっていかれへん。あと，畑あったけどな。畑は，そんな立派な，ここらみたいな畑と違って，山の下り坂みたいなところへな，桑が植えてあった。蚕を飼うためにな。そんなのが多かったからな。で，あとのもの，四男とその K 子という姉も親戚会議に入ってなかった。〔末っ子の〕わしは，聞き役だけやったな。〔母も〕横しにおって，聞いとる。意見は〔言わない〕。やっぱり，みんなに迷惑かかるから，っていうような負い目（こと）もあったと思うしな。

4 ヵ月ぐらい，毎日毎日，そんなの，親戚会議ばっかりやっとった。〔けっきょく，母を〕大阪へ連れていくちゅう，それが名案です。ここで〔直接，長島愛生園へ〕行かしては，噂が大きくなるからね。「どっちみち，療養所へ行くんだったら，大阪へ行ったほうがいいとちがうか」と。大阪経由して療養所へ入所すれば，噂が〔少なくてすむ〕，そういうことをその親戚会議のなかでやっとった。〔M は役場の保健課長をしてたから，親戚のものが「らいの療養所」へ入っちゃったら，大変になるって〕わかっとったんだよ。つまり，療養所へ入所したらな，〔書類が〕本籍に返ってくるわけや。刑務所へ行っても，そうやからな。刑務所に入ったら，どこどこの刑務所に入ってます，という〔書類が〕本籍に返ってきますよ。それを怖がった。

〔親戚会議で〕いちばんはじめは，とにかく，〔他家へ養子に出された次男坊の〕I が言うとったのはね，「『〔らいだと〕思う』だろ？ 『疑い』だな？ だから，大阪のいい病院に連れていって，もういちど〔検査を〕やってくれ」って。

だから，わし，いまでも，県庁とも喧嘩しておる面は，この付近ですよ。「〔らい病の〕疑いだから，大阪へもっていっていい〔はずがない〕。疑い，思う，というところからな，もう，行政の指導を受けにゃいかんのよ」ってこと。コレラやとかな，チフス，鳥のインフルエンザ，ね，疑いがあったとき，じゃ，疑いだから，家族は東京へ〔病人を〕もっていっていいか。いかんのよ，これ。このことがな，〔I たちは〕わからへん。「そんなことをすれば，被害が大きぃになるやろ。〔ということを〕うちの親戚やとか兄弟に教えてやってくれ」って，いつも〔行政の人に〕言うてやったんだけど。ちょうど SARS のときだった，あの時期がな。台湾の医師が，なんか熱っぽいかたちで，日本旅行で関西に来て，ぐるうっと回って，帰ってから SARS だということがわかった。そうしたらもう，その飛行機から旅館から，交通機関，電車に乗ったの，ぜんぶ消毒したでしょ。ね。つまり，疑いがかかったときからな，そこはもう行政の指導に従わにゃいかんのよ。このことがわからんのよ。県庁の健康対策課の課長

補佐が,「〔母親を大阪に連れていったのは〕おまえたちの親戚とか兄弟がやったこっちゃ。〔こっちは〕知らんわぁ」って,そんなこと言うたんだ。「知るかい」って。「じゃあ,疑い,疑いということで,大阪に行っても,どこに行ってもいいんか。SARS がいま流行っておるけど,それでいいんか」って言って,そこでもめたんですよ。「そのことを,うちの親戚のひとを集めて,言ってくれ。常識問題やろう,これ」って。ふつう,コレラでも,疑いがかかったときからな,行政の指導に従うというのがね,やっぱり,国民の義務であり,県民の義務であると思う。

それを,〔次男坊の I は〕「思うただから,疑いなら,大阪のいい病院に連れていって,診してやってくれ。どこが悪いか」って,こんなことをやっちゃう。それで,親戚会議,ほかのもんの言うことを抑えちゃう。そのこと自体からわかってへんていって,わしは言うんだよ。疑いがかかったときから,行政の指導に従わにゃいかんのや,ということ。

その当時は,〔わしは,親戚会議を黙って聞きながら〕やっぱり,親戚に迷惑をかけることやからな,親戚の言うことに従わないかんのかなって〔思ってた〕。いまとなっては,いちばん,とぼけたことをやったんやからな。

〔母が大阪へ行ったのは〕昭和 34 年の 4 月やな。早いこと連れていかにゃいかんというのでな,母親の妹〔がいた会社の〕狭い寮のなかにな,預かってくれ,っていうようなことで。「早いこと行かさないかん」ということで,それで,行かしよった。〔母を〕大阪へ連れていったのは,三男坊。〔阪大病院へ行くときは,他家に養子に行った次男坊の I も同行した。〕

わし,そのときはまだ,中学校におったから,〔うちに〕ひとり〔残った〕。もう,百姓する者もおらんしな。三男の嫁が,ちょっと帰ってきとったかな。だいたい,それに飯をつくってもらって,学校へ行っとった。〔そのときは〕心細いとかなんとかといったような気持ちをつける気もなかった。バタバタと。

いちばんはじめ〔阪大病院へ行ったとき〕のは,わしは知らん。わしは知らんけど,診察室にみんなが入ったってことは聞いたことがある。らいだったら,〔ハンセン病療養所へ〕連れていっちゃうやろう,ちゅうような考え方でおったと。ところが,そんなことがなくて,〔大阪で〕止まってしまった。――なんか変な具合だなっていうのでな,中井先生も,「はじめから,お母さんが大阪に行く前から,話し合いができとったんとちがうか」言うてはったわな。――〔役場の課長をしていた M〕おじさんはかなりいい年で,もう 60 くらいになっておったですよ。「無癩県運動」でも,先頭に立ってた人間だしな。あれは,行かんかったからな,兵隊には。目の悪いっていうことでな。だから,〔兵隊に〕行ってぇへん人間が,そういった方面になって,やったんやからな。兵隊に行っとる人間ではなくして,弱い人間。たとえば,結核やなんかも,行かれへんかったしな。からだの弱かった人間は兵隊には採ってくれんかった。M おじさん,目が悪かった。兵隊に行って,眼鏡どっか失くしちゃったら,敵だか味方だかわからへんようになっちゃうでな。だから,そういった人間も,省かれてる。まぁ,そういった時代であったけれども,結核でもおなじこと,ハンセンでもおなじこと,やっぱり,弱い者は廃絶しようという力がな,国のほうでは働いておった,ということは事実や。結核も〔兵隊に〕行ってえへんからな。やっぱり,1 人がそういった結核になったら,隊がぜんぶ病気にかかるからね。

大阪での母とのふたり暮らし——外島保養院のあった近くに住む

〔わしは，昭和 34 年，中学 2 年の〕5 月に〔大阪へ行った〕。

昭和 34 年っていったらね，みんな，汚いところ〔ばかりだった〕。溜め池がぎょうさんあって。いまみたいなきれいなところといったら，ほんまに〔大阪の〕ミナミだけやった。あとは，きったないところですよ。まぁ，東京でもそうかもしらんけれどもね。東京でも，東京オリンピックからよぉなった。それまではきったない街だったと思いますよ。昭和 35 年かなぁ，修学旅行に東京に行ったねんけれどもな，東京タワーが建って次の年かな。あまりきれいな街だってこと思わんかったよ。汚い街だったよ。大阪も汚いけど，東京もそんなにきれいな街やって感じたことはなかった。

〔大阪では，母の妹がいた〕会社の寮。あすこ，6 畳と 4 畳半の間（ま）に，子どもが 5 人ぐらいおったけぇ。それと夫婦で，7 人。狭いところに突っ込んで入れたんですよ。それからしばらくして，阪大病院に行ったんですよ。住民票をぜんぶ〔鳥取から大阪へ〕入れ替えてから，阪大病院へ行ったんですね。

わしが行ってしばらくして，〔田舎の家を処分したカネで〕長屋っていうんかな，十坪（じゅっつぼ）ぐらいのね，4 軒長屋〔の一室を買った〕。そんで，大阪に行ってはじめての盆に帰ってきた。そのおなじ年の，昭和 34 年の 8 月。そんときに，嫁に行っとった K 子というのがね，〔妊娠〕8 ヵ月ぐらいになっとったかな，大きな腹をして，いっしょに付いてきた。〔このまま嫁ぎ先にいても〕苦労せないかんということでな。自分の知らんうちに〔母親が大阪へ〕行っちゃってて，叔母さんやなんかとバスの停留所で会うたら，大泣きしたっちゅうようなことやな。そら，そうだわな。一言も声もかけずにな，実家（いえ）そのものがなくなっちゃったんだからな。そんなとぼけた話は，わしは，ないと思う。いちばん親から〔つながりが〕濃いっていうたら，子どもやからな。親戚は二の次，三の次やからな。財産の権利もあらせんのやからな……。わしも〔母の世話を〕ぜんぶ引き取ってから，〔兄弟や親戚に〕ずうっと訴えてきたけれども，知らん顔，みな。あとはどうなったって，知るかい，ちゅうようなもんだわい。

〔大阪で，最初のうちは，姉の K 子もいたり，四男坊も一緒にいたけど，ふたりとも〕すぐに出てしまって。——ちょっとでも食べていく〔足しにしようとして〕K 子がお好み屋〔やったけど〕，お好み屋ぐらいじゃあ，食べていけるちゅうようなあれじゃなかった。わしが〔中学校を〕卒業する前に，K 子は〔ふたたび〕結婚して，〔長屋を〕出てましたよ。〔K 子は〕それだけの体験（あれ）をしとるから，もう，自分の身をかためて，自分を保護するというので，精一杯。ひどいめにあっちゃったから。——〔妊娠〕8 ヵ月もなるような子どもをな，カネで堕ろすようにしましたもの。いまでは〔医者は〕よぉせんと思うねんけれども。医師法違反になるからな。うちのおふくろがな，カネで〔頼み込んで〕。頭つぶして，出した，ほんま。大きな腹してな，大阪に付いてきて，〔堕胎〕しましたよ。男の子やったって言われたな。もう，髪の毛があったと言うとったけどな。

〔四男坊は，中学校を〕卒業したあと，自転車屋に奉公に行っとって。そこで，自転車だとかバイクの修理ができる具合になっとった。〔それで〕少しでも米でももらえればちゅなことをいって，自転車屋をやらせるねんけれどもな。

自転車屋も 2 年ぐらいで，いかんかったな。〔四男は〕逃げるのは早かったな。自衛隊に行った。逃げるために。

で，〔母と 2 人の生活が〕ずっと〔続いた〕ですよ。こちらに帰ってくる〔まで〕ずっとです。〔こっちへ帰ってきたのが〕昭和 42 年かな。帰ってきてからでも 5 年ぐらい〔母と 2 人の生活が〕ずっとです。

〔大阪でわしらが〕住んでおったところが，大阪市西淀川区出来島町。あの，〔室戸台風で流されたハンセン病療養所〕外島保養院はね，いまでいえばね，大阪市西淀川区佃町というところになっておるんだと思う。ひとつ隣。直線コースでいえば，500 メートルぐらいのところに住んでたということですよ。中学校の 2 年当時，そこに魚釣りに行っとってボラとかウナギを釣った覚えがある。中島町の新しい堤防ができておる，そこの海の真ん中に煙突が建っておったですね。その当時は，なんの煙突かなぁと思っておったけれど，大橋があって，あすこが外島保養院だった。外島保養院が〔昭和 9 年の〕室戸台風で流されたときには，中島も流されておるはずやけれども，じゃ，どこに，みんなが助けを求めて上がったかといったら，出来島町ですよ。だから，〔ハンセン病のことは〕よぉ知ってましたよ，みんな。まわりの者（もん），よぉ知っとった。〔母が〕こんな，変な，顔面神経麻痺になって……。ガラガラっと戸が開いたから，誰かなぁと思って〔出てみても〕，誰も来てへんわいな。朝になったら，黒い肉が，死んだのがあったりな。〔誰かが意図的に玄関先に放り込んだんだと〕まぁ，そうとしか言いようがないな。まわりの食堂屋とか喫茶店に行っても，もう〔一度行ったら嫌な思いをさせられて二度と〕行かんかったからな。珈琲（コーヒー）のなかにゴキブリが入りよったりな。食堂で飯食おうとしたらな，やっぱり，なんかしらんけど，ゴキブリが入っておる。1 回で，もう行かんと思った。ここらのまわりじゃあ，ちょっと買い物もできんわ，飯も食えんわ，っていう印象だった。まぁ，その点では，〔鳥取県の〕中学校から大阪に行く前ね，やっぱり，これまでの友だちも，もう，妙な目で見るようになってしまったけれどな。友だち，いっぺんでなくなりましたね。蜘蛛の子を散らしたぐらい，パァーッと逃げてきますよ。もう〔学校へ〕一緒に行く者もおらねば，一緒に帰る者もおらん。そりゃあ見事や。

わしが〔中学を終えて〕鉄工所に坊主〔頭〕で〔働きに〕行ったときになんぼかっていったら〔1 日〕350 円やった。だから，わしはもう，〔月に〕500 円だけお小遣いもらってな，あと，みんな〔母親に〕渡してやる。「これだけしかないから，これでやっていきなせぇ」って言って渡してやる。わしが 500 円取って，あとぜんぶ渡した。〔その 500 円は〕煙草〔代〕。これ吸っとったら，おとなみたいな気がしてな。煙草だけ。〔酒を〕飲むことは，せやせんからな。長いこと，小遣いが〔月〕500 円だったですよ。だって，みんなが〔母親の面倒を〕みやへんでしょ。わしがいちばんつらかったのは，そういって，〔病気の母親が〕長男からも嫌われ，三男坊からも嫌われてな，みんなから嫌われて。ほんまに，〔母親がわしに〕貯金通帳を見してな，「もう，これ，カネがなくなったら，淀川に……［言葉がつまって涙声になりながら］身を沈めて死ぬだけ」という言葉を聞いたときには，なんとも言えん気持ちやったな。そればっかり言うとったですよ。わしが中学校の 3 年のときやからな。だから，ほんと言うたら，おふくろの話すれば，涙が出てくる。あのときがいちばんつらかったな。ほんとに，1 万 2 千円のカネしか残っていなかったからな。ほんまに，病院代

も払わにゃいかんしな。通院費もいるしな。自分も飯食わなきゃいかんしな。

わしはねぇ，結婚とか家庭とか持つのは諦めたからね。いわば，諦めることによって，ちょっと，楽になりました。そういった面において。わし，〔母親の病気のことを〕説明するの，気が悪かったけぇ。嫌やったな。だから，まぁ，そういった考え方。すべての人生を諦めた。〔諦めたのは〕親をみにゃいかんと思ったときからな。

稼ぎの 3 分の 2 は薬代に消えた——保険適用外

働いてきたおカネの 3 分の 2 は，ぜんぶ，薬代に入れよったね。カルテ（ここ）に指示だけはあるんだよ。「アリナミン，1 日 300 ミリ内服」。300 ミリですよ。だいたい，普通一般，いるっていったら，5 ミリぐらいでいいんですよ。25 ミリでも，多すぎるぐらい。〔ハンセン病による〕顔面神経麻痺は 300 ミリ。普通一般の 10 倍以上。だからといって，ここの薬のなかでアリナミンがどこに出てますかい？ ぜんぜん出てへんでしょう。阪大〔病院〕から出ておるもんだったらな，カルテ（ここ）にぜんぶ記載がありますわな。ぜんぜん記載がないでしょ。300 ミリですよね，すごいでしょ。だから，その当時，おカネもって帰ったってな，3 分の 2 は薬代。

〔この〕大阪大学のカルテ見ても，かなりの薬を使ってあるでしょう。だからといって，アリナミンが出された形跡がないでしょ。「アリナミンを飲ましてやりなさい」という記載はあるけれどもな。アリナミン，それ，患者負担やから，ということだ。家族が都合してやってくれ，ということでな，家族に負担をかけたんやから。そんなカルテやなんかでも，普通一般ならば，3 年か 4 年で廃棄されてしまうんのやけれども。これがハンセン病だから残ってくる。また，再発して帰ってくる場合があるだけな。そういう心で残しておるということは事実。

そのカルテな，どう見はったか？ これ，薬の臨床実験ですよ。はやいこと言えば。これ，患者本人にも家族にも，いわば了解をもたずに，いろんな薬を充てられて研究したというカルテですよ。〔多磨全生園入所者の大竹章の書いた〕『無菌地帯』に書いてあったけどな，昭和 38 年ごろ，どんな薬が使われておったか，ちゃんと出ておる。そこんなかに，丸山ワクチンもある。ストレプトマイシン，カナマイシンね。だから，プロミンが効いた効いたって言うけれども，すべての患者に効いたものじゃなくて，神経らいには効かんかったんやから。効かんかったひとも多いんだけぇ。そんで，臨床〔記録〕を採ったということ。臨床記録ですよ。母親もそうだし，家族の者（もん）にも，「つぎは，新しいこの薬がいいから」って言って，承諾〔をとったこと〕はいっさいないからね。

阪大病院はね，いちばん古かったのは西村先生っていってね，その先生と大国先生というのがひとグループで診ておった。それで，もうひとグループは伊藤先生と森竜男先生と診ておった。そちらのほうに母親はおったねんけれどもね。月曜日は西村先生，火曜日は伊藤先生，水曜日は西村先生……で，交替交替でやっておったということ。そしてね，森先生とか伊藤先生に，「この曲がった指をまっすぐできんか？」とか，いろんな話をしてきた。〔トイレに行ったら，曲がった指で〕紙を挟んで，こうして自分で処置をしにゃいかんのやけどな，「まっすぐしたら，この，筋（きん）を切っちょったけな，紙が挟めんよ

うになるから，それ，せんほうがいいよ」って。「たとえ曲がっておっても，なるたけ，使えるもんは使わにゃいかんだけぇ」という，それが伊藤先生の指示だった。

〔先生が〕「国民健康保険，ぜんぜん使われんだけぇ」と言ったら，〔わし〕もうそれ以上，口が出んかった。〔阪大病院の先生からは〕「困ったら，大阪府にハンセン病の相談場所があるから〔そこへ〕行きなさい」って，1 回も聞かなかったな。

〔あるときまでは，阪大病院に〕1 回行ったら 1,000 円で済みよったんやけれども，ところが，この日から済まんかった。1,310 円要ったということ。それは月になおしたら，2,620 円要ったということでしょ。月に 2 回行ってますからね。〔ここの記録は，昭和 40 年の〕4 月の 15 日でしょ。5 月の 1 日に行ったら，こんどは 5 月の 15 日。月に 2 回行きよったんですよ。そしたら，〔大学病院の〕1 月（ひとつき）の治療費というのが，あの当時，2,620 円要ったということですよ。

あのね，プロミンは注射液。プロトミンというのが，そうなんですよ。それじゃ，ちょっと後遺症がでるのが多いから，飲み薬にしちゃおうかっていって，粉末にしたのが DDS です。DDS をつくる処方といったらな，いわば 5 つぐらいの薬のなかで，ダイオドンであるとか，プロミゾールかな，こういう新しい薬ができると，これ，2 つを入れ替える。だから，おなじ DDS でも，真っ先に使われた DDS と，あとから使われておる DDS とは，ちょっと違うということな。やっぱり，耐性菌になりやすかったってことは事実。〔らい菌は〕結核の菌とおなじやし，いろんな結核の薬で……。プロミンというのも結核の薬やったんだからな。で，〔ハンセン病が〕治ったんだから，ということでな，いろんな薬が試された。ストレプトマイシン，カナマイシンもそうやし。そういった薬を，いわば実験された，と。研究された，と言ってもいい。〔母のカルテは〕そのカルテですよ。だから，そのなかで，丸山ワクチンも，結核のいわば免疫治療剤。だから，ハンセン病にも効くんとちがうか，おなじ抗酸菌であるから，と。ようは，研究ですよ。研究に使われた。

当時は，ま，研究っていうんか治療っていうんか，治療と言ったら治療やけど，研究と言ったら研究やからな。そういったことがされてきた時代であるということね。早いこと言えば，結核の薬をずらっと並べてな，たとえば，ストレプトマイシン，カナマイシンみたいな治療をして，これが悪いなと思ったら，ステロイド系のやつを使って，神経をちょっと静かにさして，また，静かになったなぁと思ったら，こんだ，新しい結核の薬をあてがえて，また，それが悪いなぁと思ったら，また，ステロイド系の薬をあてがえて。これのずっと繰り返しですよ。このカルテを見ればね。

だから，これが，とんでもないカルテであるということは事実。阪大病院にかかっておってな，〔母が〕ようなったというのは全然なかった。中井先生は，「神経らいはな，薬よりも食生活をちょっと改善する，ちょっと，魚をつける，卵をつけるほうがよかったんだ」ということを言いはったね。あの，もともと，薬のない時代にもな，薬がなかったらないなりに，神経らいは，障害は残すとしても，〔菌は〕消えていくんだから。薬がなくって治らんかったのは，結節らいだけなんですよ。

〔で，阪大病院に行かなくなったら，母の病状は〕よくなった。治療せんか

ったほうがよかったんだということだね。ここに書いてある。いちばん最後。〔昭和 42 年 6 月 8 日のカルテに〕「顔の神経痛も治まった」「DDS は昨年の 4 月〔以来〕内服してない」。使わんようになったら，治まった。もともとから，神経痛は治療せんでもよぉなっとったんやから。手が曲がったのは治らんけれどもな。

伊藤先生がね，タイから帰ってきてね――タイに行っとったんだから，長いあいだ。一回行ったら，1 年 2 年帰らんわけな。帰って〔きて〕，「またプロミンで治療しようか」って言いはった。〔母は〕プロミンを怖がってな。怖がって，「もう，行かん」って言って，行かんようになった。わしも，まぁ，〔阪大病院の治療で〕あまりよぉなった記憶もないしな。また悪ぅなったらまた行ったらいいや，なんていう軽い考えで，まぁ，やめてみはるか。アリナミンは，「続けてほしい」っていうから，まぁ，続けてね。〔アリナミンは，もともと〕ずっと，市販のもの〔を買っていた〕。そのころには，これ以外に目薬も買ったしな。傷薬も買ったしな。

大阪から鳥取に戻る――阪大病院の外来治療に見切りをつける

〔ハンセン病で〕たとえば，手が麻痺したってことは，どんな状態になるかわかります？「手があがらん。手が，重とうて，上がらん」って。それが神経麻痺ですよ。だから，あの，脳梗塞で片麻痺を起こしても，片方の麻痺したほう，重とうて動けん。「動かん」じゃなくて，「動けん」というのが実際（あれ）。ハンセン病も，バーベルを持っておるのと一緒。「腕があがらん」。だから，ちょっと〔なにか〕するといっても，たいへん時間くいましたよ。わしが〔稼いだ〕おカネを出すようになってから，生きるはずみがついたようなことでな，まぁ，田舎から持っていった布団やなんかでも，布団の綿の打ち直ししてな，自分で一通りつくるようになった。それで，まぁ，ふつうボタンやけど，ボタン〔をはめるの〕ができんからな，〔ボタンの代わりに〕パチンパチンパチンて，ホック（それ）を付けたりとかな。なんとかかんとか自分でそういったことはしよったな。だから，布団も 1 回も買ったことがなかった，と思います。ぜんぶ打ち直しして。自分でできる範囲のことは十分にやっておったと思います。「よくしはるな，そんな手で。よぉ，ここまでできるなぁ」って褒めてあげたらな，調子にのって，またそれすると。服ぐらい，ちょっとぐらい縫いよった。あんな手で，ひとの 3 倍も 4 倍も，それは時間をくうかもしらんけれども，するんです。あれでけっこうね。

あの手でもって，何もできんかといったら，そうじゃなくてな。やっぱり，けっこう，使えるところは使ってましたよ。だから，田舎（ここ）に帰ってきても，なんていうかな，〔畑を〕百坪くらい借りて，まぁ，ダルっていうとったがね，方言ではね，ダルをつくって，やっとった。「もう，そんなことしなんな」って言うたってな。そしたら，めんだがる，ということになるんだな。嫌がるというのを「めんだがる」と言うんだけど。

やっぱり，自分の母親である以上，家は作っておいてやらないかんだけ。だから，〔養子に出た次男坊の〕I が畑を持ってたからな，そのいちばん端を買って，この家を作ってやったんですよ。〔ここで〕5 年ばかり一緒に住んだ。ずっと一緒でした。

〔大阪からね，こちらへ戻ってきたのは〕けっきょく，言うたら，〔母親の〕

目が真っ赤に，血を溶いたような目になったからね。いつ潰れるかもしらんなぁと。医者にかかっておったら，まだましかもしらんと。ところが，この阪大病院やなんかでも，その，眼科ちゅうのあらへんしな。〔ハンセン病になると〕直接的にも間接的にも，赤い目になるというのはね，わかっておんねんけれども，ただハンセン病だけの治療――治療っていうんか，なんていうんか，臨床〔実験〕というんか知らんけど。

〔ハンセン病が〕目にきたばあい，じゃあ，〔阪大病院に〕眼科があるかといったら，ないんやからな。目薬（それ）も，ぜんぶ，患者負担ですよ。だから，〔この町の縁戚関係にある〕眼科に行きよったです。あすこに行っておればね，風邪をひいたって，風邪薬ぐらいは出せるんだからね。それで，いちおう，なんとか。もう，医者をつくるというの，大変だった。通える医者を。「らい予防法」があればね，届出義務というのがあるからね。それを〔承知で〕受け入れてくれる医者というのが，どうしても要ったんですよ。いつまでも大阪におってやで，風邪ひいたって，薬局で風邪薬買うて飲むちゅうことばっかりしとったって，いきゃあせんだけな。けっきょく，歯も悪くなってくるやしな。もう，大阪に行ったときに，〔母は〕53〔歳〕やったからな。だから，62 ぐらいで帰ってきたけれどもな。〔大阪には〕9 年〔いた〕。

〔ここへ戻ってきて〕町の健康診断があるちゅうことで，病院に行ったら，「おまえは，手の腐れだな」って言われたって言ってな，もう，そこへは絶対行かんかったな。それと同様なことがあって，〔地元の〕歯医者さんにも行かんかった。歯医者はどこに行きよったかといったら，汽車に乗ってな，〔遠くの歯医者さんまで〕行きよったな。

きょう〔前を通った〕民家みたいな F 医院，これが，いわば母親の弟の嫁さんのおっつぁんだった。〔F 医院は〕嫌がらずに〔診てくれた〕。わしが，はじめのときは，もう，押し込むようにして入れたけどな。

〔母は大阪では〕ずっとうちにいるだけ。出られんから。わしが〔母親の面倒を〕みるようになったら，買い物に行かせるようになったよ。〔わしが〕働きもって帰ってきたって，〔その時間には〕店が閉まってるからな。そんで，飯をつくって，おかずぐらいはちょっと作ってくれよった。だからといって，わし 1 回も，ほんまに 1 回も，嫌がったことない。食べるものでね，嫌がったことない。それは，ここに帰ってきても，出稼ぎして帰ってきても，嫌がったことない。それしてやる以外に，やる者（もん）がおらんかったんやからな。まぁ，ここへ帰ってきても，けっこう，ひとりで楽しんでやっとったと思うよ。まわりの者（もん）はいろんなことを考えたかもしらんけれどもな。

出稼ぎに出る――次兄との軋轢

〔わたしも母と一緒にここへ戻ってきて，地元の運送会社に勤めて〕そこで大型〔免許〕を取った。〔田舎だと，給料〕安かった。でも，〔わしが〕出稼ぎ〔をするようになった〕いちばん本質的な面はね，〔次男坊の〕I の根性がな，わかったから，嫌になった。田舎というところがな。それがいちばん。「6 つのときに〔他家の〕子どもにやらされたっというのが，意味がわかんだかぁ？」ちゅな話だでな。ここ，砂畑やったんだな。ドラム缶に穴を開けて，そこに栓をしといてな，水を一杯，井戸で汲んで。それで，栓をパッと抜いて，パァーッと走りよったちゅう。「いらん子はな，〔他家の〕子どもにやるもんだちゅな

〔こと〕言われとった」ちゅなこと言ってな。それ聞いたら，もう嫌になった。ここの，田舎がな。

砂畑には，いまでは，スプリンクラーで〔水を〕撒いたりするけどもな，〔Iが〕養子になった当時は，一斗缶に水を汲んで，走りよって，バァーッと水を撒きよった。昭和 42 年に〔大阪からわしが〕帰ってきた当時は，ホースで水を撒きよったんですよ。それからまた 5 年ぐらいたったら，スプリンクラーで撒くようになって楽になったけれどもな。そこまでいくまで，それは大変であったということは事実やけどな，わしに言ってみたって知らんやんか，そんなこと。わし，〔次男坊の I が〕子どもにやられた当時なんか生まれてもせぇへんわ。16 も違うのに。それから 10 年もたって，わし生まれとんじゃ。

〔I は，養子に出されたことを〕恨んどったちゅうかな。ただ，養子にもらった家の，おっつぁん，漁師半分しとったんやけどな，海の事故で死んで。それから，おふくろがいちばん心配して，相当に，ここに手伝いに来とんねんけれどもな。その意味さえもわかって，いいほうには取ってくれてなかった。だから，〔母が〕病気を患った意味においてもな，わしからみたらな，〔自分のうちの〕大きな百姓とな，こちらも手伝いせないかんわな。ちょうど〔自分のうちの田んぼを〕5 月に田植えをすれば，1 月（ひとつき）後れて 6 月，こちらに来て田植えをして，ちゅな生活ばっかりしておったんやからな。あのうち，わしの親父は兵隊に行っとるしね。〔母親は〕ひとりでこんなことしよった。それが無理がたたったんとちがうかな，というのがわしの意見ですよ。その当時，飯も食えんようなひともかなりおったんやからな。それに比べたら，まぁ，人並みぐらいには十分に食えてたのに，こんな病気になった。まぁ，選ばれた人って言ってしまえば，それで終わるけどもな。ただ，両方の掛け持ちの百姓が，ちょっとしんどかったんとちがうか。それを，〔I は〕ちゃんとよぉ手伝いにきてくれた，っていうような感覚で捉えてなかった。――〔わしは〕田舎がもう嫌になりましたよ。それからは出稼ぎするようになったねんけれども。

出稼ぎ。ちょいちょい，九州も行きましたよ。その当時，溶接の技能試験を通っておったから，仕事も楽にあったということは事実やしね。あっちこっち出張に行くようになったというのはな，配管工になってから。〔原子力発電所の〕文殊。わし，あそこにも手伝いに行ったことがあった。ちょっと応援だけやったから，3 ヵ月ぐらい行っとっただけやったけどな。いまは，なんか，それは派遣社員やっちゅなことでな，低いようなことを言うておるけどな，むかしは力のある人間は一本どっこで上がっていきよったんやから。まぁ，その時代やったらな，〔稼ぎは〕まぁまぁ。ふつうの会社よりはな，倍ぐらいはもらえた。ボーナスはないかもしらんけどな。やっぱりね，時間早ぅ終わったら，早ぅに仕舞えるしな。気が楽であったということは事実。

〔母への仕送りは〕はじめは〔月に〕2 万くらいだったかもしらんけどな，最終的には 5 万ぐらいになってたな。母親が死ぬる〔前〕，わしが保健所に相談に行ってるというような時代は，〔月に〕稼ぐカネが 50 万を切れたことなかったからな。平成 3 年やなんかな。

ハンセン病を認めようとしない兄弟

なかなか，噂は止めようがなかった〔けども，I たち兄弟は，母がハンセン病であることを認めようとしなかったな〕。〔昭和 34 年には〕阪大病院の伊藤

先生からな,「『紅斑性ケロイド』と書かれた診断書をもらったんやから」って。「らいって書いてないやろ。〔らいと〕ちがうん」と，誤魔化し〔て，古い家を売却し〕たということも事実。

「紅斑性ケロイド」ちゅうような病気，どこにあるのや。ハンセン病のひとつの病状ですよ，あれは。わし，昭和 50 年に〔阪大病院に〕行って〔診断書を〕もらってきてやったねんけどな。母も，これから，いろんな病気もするんだけぇ，医者に行くばあいでもな，診断書があればまたちがうから，と思ってな。膝にも水が溜まってくるようになるしな。そのときにわしがもらってきてやったのは，「多発性神経炎」。だから，やつたちは，自分たちの都合のいいほうばっかり，かまえるんだな。わしは，あくまでも「ハンセン病や」言うんやけれども。〔ハンセン病であることを明示しない〕別名としてずっと使われてきた病名がある。だから，そっちの〔ほうを医者が書いた〕。ところが，うちの親戚は，「ハンセンて書いてないから，ハンセン病じゃないんだ」という捉え方で，ぜんぶ逃げちゃう。だから，わしがいちばん困った。わしは次男坊〔のI〕と，よぉ喧嘩したかもしれんけどな，だからといって，診断書（これ）はハンセン病の外来治療をしておるとこで〔書かれたもの〕。だから，〔母はハンセン病だからこそ〕国民健康保険は使えんしな。ぜんぶ患者の負担でやっとんねんけど。これ説明しても，自分らが都合がいい方向にいい方向に取って，逃げよるんですよ。だから，これにいちばん困った。「あすこの阪大病院，ハンセン病の外来治療やってくれる」とわしが言うたら，なんて言って返したかいうたらな，「〔病院の〕住所が違うやんけ」って。「おまえの持ってる本では〔阪大のらい部門の所在地は〕吹田になっておるやんけ」。また，とぼけくさると思ってな。「だったら，行って，調べて来い」言うて。「I さん，わしがあんたに聞かないかん立場やぞ。あんた，自分たちが連れて行っとってな，その病院がどんな病院か，わからずに帰ってきておるんか？ わしの母親は，どんな病院に行って，どんな病気かちゅうことを，わしが聞かないかん立場とちがうんか。逆と違うんかぁ」と言って。「じゃ，行ってこい」と言って，行かしたんです。つまり，わしが言うのはね，「大阪大学微生物病研究所らい部門」というのがあるんです。微生物病研究所っていうのは，吹田〔市〕にあるんですよ。そこが，〔大阪市中之島にあった〕阪大病院で，裏手に〔診察室を〕借りてな，そこで治療しよった。「行ってみて，はじめてわかった」ちゅうようなこと言って。これは，大惚けや。何回わしが説明しとんのや。——つねに逃げよう，逃げよう，の一点張り。なにも，しとうないからな。おふくろの病気，「難病疾患だ，難病疾患だ」言うたってな，知らんうちに火傷してちゅうような病気は〔ハンセン病以外に〕あらせんて。そうでしょ。絶対，これっぽっちもないですよ。知らんうちに火傷して，っていうのはな，ハンセンのいちばんの特徴。〔知覚〕麻痺をしてな，手が白くなったり，指を失ったりするのは，ハンセン病しかあらへんのやから。それが特徴やって，どれだけ，わしが教えたか。そこに『各種神経疾患』ちゅう〔本があるが〕，あすこのなかに「癩」という記載があるんやけどな。そんな本を持ってきて，見したって，頭に入ってないわな。

〔いま〕わし，〔兄弟とは誰とも〕付き合いたいとも思わへんし。それはそれで，わしはいいと思う。兄弟はなかったほうがよかったのにって，何回も思った。あったって，ろくなことはない。土地の一坪でもな，〔母親に〕買って与

えてくれたやつは，おらんかったからな。

母親が老人ホームで差別的扱い／聞く耳をもたぬ行政

人間，終わりよければすべてよし，といったようにな，〔母は，昭和 60 年に脳梗塞で倒れて〕いちばん最後の 10 年，老人ホームで世話になったねんけれどもな，ひどい目にあっとった。〔ひどい目に〕あうんだったらな，わしからみたらな，〔母をハンセン病療養所に入所させないことを〕正しいと思ってやってきたけれども，〔社会は〕まったく受け入れてくれんかったじゃないか，と。わしがやってきたこと，間違いでなかったかという疑問が湧いてきたということですよ。ね。はやいこと言えば。普通一般の老人ホームだったら，〔ハンセン病のために〕あれだけの障害を持っておったら，差別が起こって当たり前とちがうんか，と。〔だったら〕はじめから〔ハンセン病〕療養所のほうがよかったんとちがうか，というのが，わしの結論ですよ。それから考え方が，ころっと違ったんですよ。まったく老人ホームでも理解されんかったからな。

けっきょく，いうたら，手が悪い。だから，うちのおふくろも，「マンゴーや，マンゴーや」ってな，言われてな。こうやって，〔指が縮んだ手で〕箸を挟んで，飯を食いよったから。「マンゴー」。ここらの方言で言えば，「らいだ，らいだ」ちゅうことと一緒の意味があんねんけどな。手が，こんなんなってるからな。まぁ，カルテにも書いてあるようにな，口も，両側（りょうそく）の顔面神経が麻痺して。どうしても，やっぱり……，それで嫌われて，一緒に飯も食わさしてもらえんかった。いちばん最後にひとりで食事した。お風呂もそうやね。うちのおふくろは，すべて最後ですよ。そらぁ，垢も浮いてくればな，いろんな，そういった環境のなかで，ね，いちばん最後の風呂に入ってな。ほんまに，まったく認めてくれやへん。まぁ，そういった結論を出したのは，老人ホームであり，また，〔監督指導する〕県であったかもしらんけれどもな。それしかできんかった，よぎなくされてしまったということですよ。だからね，こんな取扱いをされるんだったらな，療養所のほうがよかったんじゃないかという，結論がそこで出てしまった。だから，だれがわしを説得しようとな，わしはじかに体験してきておるんだからな，だれが何を言おうと，わしに説得はできんですよ。じゃ，あんたたちが，じっさい言うて，何をしてくれたんだ，ということですよ。

阪大病院なんかでも，なんていうかな，自分たちの抱えておる〔ハンセン病の〕患者さんがどんな思いで通院しておったかというぐらいのことはな，把握してな，ちゃんと対応してくれとったらな，老人ホームでもうまいこといっとったねんけれども，まったく，阪大病院も京大病院も，そんなハンセン病への誤解を解くというような啓発（こと）はせえへんしね。そんな状態で，ただ理想論だけを言うておったってな，やっていかれへんですわ。昭和 33 年，公衆衛生局長通知っていうのを厚生省が出してる。はやいこと言えば，軽快退所者を社会に出すから，円滑に社会復帰できるように，啓発運動してくれって書いてある。〔しかし〕阪大でも京大でもまったくしてこなかった。

やっぱり，ハンセン病の外来治療やっておるところがな，一生懸命になってくれにゃ，わし困るんだよ。理想だけでな，生きていかれへんのやから。ハンセン病の誤解も解かれてへん。「療養所の人間は治ってるんだから，社会復帰を」とか，そんな理想いうたって，受け皿が〔ない〕，社会が受け入れてくれ

へんやんけ，っていうのが，わしの考え方。じっさいに，うちらは，歩んできたんだから，それを。だから，わしに，なんぼ言うたっていかん。そんな話よりも，受け皿をちゃんとしてからな……。

〔いろんな先生が〕わしに「〔あんたは〕いいことしちゃった」と。いいことをわしがしてな，なんで，おふくろが老人ホームであれだけいじめにあうのか。それより，なんとかしなきゃいかんことがあるとちがうか，と。受け皿がないやんけ，と。自分たちは理想論ばっかり言うて，「社会復帰だ，社会復帰だ」言うけれども，じゃ，社会がそれを受けてくれるんかということですよ。わしは，あんたたちみたいな理想論を言うておるんじゃなくてな，じっさいに，親が受けた仕打ちというものをな，体験しておるの。無らい県運動をやったりとか，いろいろな偏見と差別があったりなんかするのにもかかわらずな，そんなことは知らんかったというようなことはな，それはわしは許さへんしな。そしてまた，受け皿のほうをな，ちゃんとせな。なんぼ〔社会〕復帰〔を奨励〕したって，〔入所者は社会へ〕出やせんでよ，というのが，わしの意見ですね。「もう〔ハンセン病療養所では〕治療をしておる人は少ないんだ。だから，社会復帰してもいいんだ」ちゅなことを新聞で報道したってね，いかんて。後先が逆になってるもの。もっとな，ちゃんと，ハンセン病の誤解を解いてせないかんということが，ひとつ。そして，〔わしが保健所へ母のことで訴えに行きはじめた平成 3 年の時点でいえば〕優生保護法からハンセン病を外すことがひとつ[9]。これ，誤解を招いておる大きな要因だと。誤解を生む原因になるものな，ぜんぶ断ちさってから，「社会復帰，社会復帰」って言う〔のが筋というものだ〕。やっぱり，わしからみたらな，これまで，患者家族との対話がなかったんとちがうか。少なかったんとちがうか。やっぱり，うちのおふくろのようにな，いっしょに飯も食わさしてもらえん。風呂にもいちばん最後でなかったら入らしてくれん。これは県の指導であったかもしらんけれども，母親はそれを余儀なくされたっていうこと。それを受けんと，老人ホーム（そこ）では生活できんかったということです。母親はわしに訴えるけどな，わしが相談をしに行くところがなかった。〔大阪にいたとき，阪大病院以外に，どこへ行けばいいっていうことは〕わからなかった。教えてもくれんしね。阪大病院（ここ）以外に，大阪府でも相談場所があるかとかね，担当の係官がおるやとかね，そういったことを，いっさいね，知らんかった。

〔母は〕それはひどい状態であったということは事実ですよ。〔出稼ぎ先から〕ここにわしが帰ってきたときに，〔老人ホームから自宅へ〕連れて帰ってやる。「もう老人ホームには帰らんからな。だから，電化製品を揃えとってくれ」ちゅなことを言うから，ポットやとか電器釜やとか揃えてね。それから，冷蔵庫の中にはいっぱい，卵やとか魚，ああいったもの，しばらく食うぶんを置いて，

[9] 昭和 23 年 7 月 13 日公布，昭和 23 年 9 月 11 日施行の「優生保護法」の第 3 条には「医師の認定による優生手術」として，「医師は，左の各号の一に該当する者に対して，本人の同意並びに配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）があるときはその同意を得て，優生手術を行うことができる。但し，未成年者，精神病者又は精神薄弱者については，この限りでない」とあり，3 項において「本人又は配偶者が，癩疾患に罹り，且つ子孫にこれが伝染する虞れのあるもの」とあった。なお，この法律は，「らい予防法」が廃止された 1996（平成 8）年に，「母体保護法」に改正。「癩疾患」うんぬんの条項は，やっと削除された。

米も 20 キロ買って，置いといてやったら，2 週間か 3 週間ぐらい，ここへひとりで生活するけれどもね，やっぱり，脳梗塞で倒れておるから，それ以上の買い物もできへんしね。余儀なくされて，また老人ホームへ帰ると。老人ホームにまた連れていきよったのが，〔次男坊の〕I ですよ。また，わしが田舎へ帰ってきて，ここに連れて帰る。その繰り返しですよ。その繰り返しが，3 年ぐらい続きましたかな。じっさいには，まぁ，諦めたっていうかな，それで，もう言わんようになったけれどもな。つねに，飯食う場合でも，一緒に仲間に入れてもらえずにな。みんなが終わったあと，ひとりで食っておった姿を，わし見てますからね。「風呂は，どうや？」「風呂も最後や」と言うておった。誰か知らんけども，風呂にひとり入っておったら，「おばさん，ちょっと背中洗ってあげるわ」って言って，若い女の子が入ってきて，からだを見よったけれども，「きれいなからだしてはるわ」って言うて帰ったと，いうような話も，ぜんぶ，おふくろは，老人ホームで起こった問題やなんかでも，まぁ，わしに話しておったわね。――〔その女の子は，母の〕からだ，調べにきたってことですよ。あの，皮疹がないかとかね。あの，神経らいというのはね，治療せんでも，ちょっと時間がくればな，消えていくのがひとつの特徴ですよ。障害は治らんけれどもね。皮疹は治りますわ。

〔昭和 60 年に母が〕脳梗塞で倒れ，〔母が老人ホームで差別的扱いをされているというので〕いろんなところに相談に行きましたよ。前々町長の当時，悩みの相談を受け付けます，相談場所がありますからっていうので，行きました。相談員が 2 人おりました。「らい」という言葉を聞いただけで，飛んで逃げましたよ。〔役場も〕相談にのってくれんかった。保健所は，話を聞いただけ。〔保健所へ行ったのが〕平成 3 年。母親も連れて行ったこともありますしな。老人ホームからね，わしが抱いてな，連れていってやった。まだ歩けんかったからな。老人ホームへ行っても，やっぱり，手車，押し車を使ってね，すこし歩くようになってましたけどな。リハビリでね。

平成 3 年のころは，わたし，ちょうど大阪のほうで仕事をしておったからな。だから，帰るたんびに行きよった。おふくろが死んだのは，平成 6 年の 2 月の 2 日に他界しましたからね。その 1 年なんぼ前に，〔母が亡くなったら〕この家でね，葬式の後始末をしてやらないといかんからというのでな，〔窓も〕アルミサッシに変えてね。10 年ほど，ほったらかしでおったからな。草も茫々（ぼうぼう）やしな。

まぁ，〔この家の〕修理やなんかするときもね，しょっちゅう，保健所に行っておったんやけれどもな。あとになって，5 年も行っとるのにな，「ハンセン病の相談場所は県庁にありますから」って言って伝えてきたのが，〔平成 8 年に〕「らい予防法」が廃止になって 1 ヵ月ぐらいしてからですよ。だから，ひじょうに，タチが悪い。とにかくねぇ，保健所でも，3 人も人事異動で変わりましたからね。そのたびごとに，また，一から説明しにゃいかんですよ。3 人目に「県庁に行ってください」って。そのときにはもう，「らい予防法」が廃止になっていますからね。「昔は，こういったやり方で指導しておりました」ちゅうことを言って，たとえば，事務次官通知やなんか出してくるからな，「そんな廃止になったようなものを出してくれて，なんの意味があるか。ひとをダラスしとるんか！」って。当時のハンセン病の担当が，「いやぁ，あんたんとこの家のことは，ちゃんと聞いておるから，ちゃんとしますけぇ」ちゅうなこと

を言って返事するからな，ずっとそれで行っとった。けっきょく，なにもできず。「できることとできんことがあります」と。それは当たり前であって。「らい予防法」が廃止になったら，なんにもできへんやねん。わしからみたら，わし，5 年間行っとる，母親を連れて。なんで，連れていってやっとるかというと，やはり，老人ホームで一生を終えさせるんだったらね，いじめられておるのに，たとえ 2 年でも 3 年でもね，療養所入所のほうがね，まだマシやったとちがうんか。こちらから会いに行こうと思えば，なんぼでも会いに行ける，と。

〔「らい予防法」廃止のあとだけど〕まさか〔鳥取県が母のことをハンセン病患者として〕登録をしてないと，わしも思ってないしな。最後に聞いてみたら，「登録はしてない」ちゅうことを言うからな。ちょっと大阪府のほうに電話して〔聞いてみた〕。担当〔のひと〕が「鳥取県は変だよ」って言いよったもの。そういった相談であればな，子どもをみな集めてな，療養所がいいか〔在宅がいいか〕どちらがいいか決めさせるのが，県の仕事なんだ，というようなことを説明してくれましたね。それで，みんなが，じゃあ，協力しあって，面倒をみようということになれば，現状維持でそれをすればいいけれども，みんなが〔面倒を〕みんということになれば，〔そして老人ホームで〕そんないじめやなんかがあるんだったらな，療養所のほうがいいし，すぐ手続きとっちゃる。「らい予防法」がある時期に相談があればね，北海道に子どもがおろうと，沖縄に子どもがおろうと，通知一本でな，寄せることはできる，それだけの力があったんだということを，言うてましたよ。〔そう言ったのは〕大阪府のハンセン病の担当。保健婦の資格をちゃんと持ってる。大阪府は，みなそうやからね。鳥取県は，素人がしよったんやから。そういった資格もないような人がな，担当を。

〔いろんな先生が〕外来治療を美談みたいに言う。わしは，それ，いったん，卒業しとるのにな。だから，わしがやってきたことはな，間違いでなかったんか？ という疑問からな，やっぱり，ね，よかれと思ってやってきたねんけれども，母親が老人ホームへ行って，あれだけ，みんなからいじめられて，ほんとに，これでよかったんか。人間は，最後よければ，すべてよし，というような考え方があんねんけれどもな，人生のいちばん終末でな，こういったこと，ほんまいうて，わしはやらしとうなかったというのがホンネですよね。ひじょうに，いまでは後悔してます。療養所のほうがな，だから，住めば都というのでな，それは，療養所に入ったときは苦しいかもしらんけれども，中に入って，いろんな友達ができたらな，短歌をつくったり，俳句をつくったり，陶芸をやったりとかな，いろんな楽しみ方で，これまでずっと生活してきてはると，わしは見てます。あの療養所の中にいてもな，おなじ悩みをもつ者どうしがいたほうが，やっぱり，楽しかったんとちがうんか，というのが，わしのいまの意見ですね。

大学病院の外来治療が正しいんだという固定観念をもってこられちゃあね，こっちは，ほんまに困るんですよ。大学病院が，じゃあ，啓発運動でどんどんやったかといったら，やってませんしね，まったく。社会におられるハンセン病のひとたちを集めて，外来治療をやったんねんけれども，そのひとたちが，どんな生活をしておろうか，どんな思いをしておろうかということを考えて，昭和 33 年に通達が出ておるのにもかかわらずね，そこで立ち上がってくれてませんよ，ぜんぜん。京都大学も阪大も含めてね。

大谷〔藤郎〕先生の本でも，〔大学病院の外来治療は〕美談だ美談だちゅうことになっておる。みんなが美談だ美談だ，という。わしは違ったです。外が大変だったんですよ。逃げ場のない，家族やとか親族がかなりおったんですよ。それが，「らい予防法」の影響であるということは，〔わしも〕言うとんねんけれどな。

〔明治 33 年〕日本ではじめてハンセン病の調査がされてね，3 万ちょっとの患者さんに対して，その親戚が何人，何軒あるかとかね，そんなことを調べて，「癩血統家族」というものがね，99 万 9300 名かおるというような調査をされたそうです。そういった影響がひじょうに強いんですよ。親族までも，だから，大きな被害があったって。これ，大谷先生の本，『らい予防法廃止の歴史』で〔書いてあった〕。もうボロボロになっちゃってな。まぁ，そこまで〔ボロボロに〕なるまで読んだということ。つまり，こういった調査。これが大きな，わし，影響があったし，その当時，やっぱり，日本中パニックが起こったと思いますよ。それが国会のほうまで上がっておるんだからね。やっぱり，親族が「癩血統家族」というようなかたちで出てくる。関係ない，じゃなくてな。「あすこは，らいの蔓（つる）だけ」というような捉え方をするのも，そこから始まってると思いますね。

県職員を殴打／裁判で訴えたかったこと

〔平成 15 年の 7 月 24 日に，県職員を〕こまい鉈〔で，殴っちゃった〕。この人はね，ハンセン病の係やってた課長補佐ですよ。「おまえたちが勝手にやったこっちゃから，うちらは知らんわぁ」と言いよったんやからね。「おまえたち――つまり，家族――がね，やったこっちゃから，知らんわぁ」と。じゃ，患者家族であるという理由で，〔患者を〕どこにでも連れていってもいいんか，ということで，もめてしまったわけですよ。つまり，さっきもちょっと言うたと思うねんけどもね，その当時，SARS なんかがね，大きな問題になっておった。「患者家族であるという理由で，東京でも大阪でも連れていって問題がないのか？ あんたたちは，専門的な分野で走っておるんだからな，その言葉に責任とれるんか」って，喧嘩になった。まぁ，それで，ああいったことが起こったねんけれどもね。「いったん，そういった専門家がな，口から外に出たら，後には返らんぞ」って。つまりな，台湾から観光に来られておったドクターが，関西をぐるうっと回って帰られて，はじめて SARS とわかったと。そうしたら，日本では，飛行機から，その人が泊まった旅館，それと交通関係からぜんぶ消毒しはっただろ。ああいったこと，ハンセン病でもしとったんだからな。患者の輸送にしてもそうだが，〔ハンセン病回復者の〕森元美代治さんの本でも何回も読んだけれども，〔瀬戸内海の長島に作られた入所者のための〕邑久高校〔新良田教室〕に行くためにね，列車が止まったりだとか，列車の入れ換えなんかしたときやなんか，列車からぜんぶ消毒して，住民に対して見せしめみたいなことをやってきたんやろ。あれを見たらな，やっぱり，ハンセンが恐ろしい病気で，感染力が強いから，おかみはあんなことをするんだ，と。おかみがあんなことをするのは訳があるんだちゅうことでな，恐怖心を煽っていったのは，国であるんとちがうんか，って言ってな。それ，戦前だったらともかく，戦後にもそういったことが何回もおこなわれておるんだよ，ってことをな。ほんまに恐怖心を煽っておった。だから，「らい予防法」が廃止になるまで，け

っきょく，裏のほうでは，「無らい県運動」がずっと続けられておったんとちがうのか，というのが，わしの考え方ですねん。そういった捉え方をすれば，すべて納得できる。森元美代治さんの本でも書いてあるように，〔予防法闘争のときに〕自分たちが国会議事堂に入ったら，後ろのほうで，消毒してまわったというようなことも書いてあった。やっぱり，そういったことはね，見せしめでやっておったんとちがうか。それだけ大きな，強い伝染力を持つ，と。けっきょく，SARS やとかコレラやなんかと同じ取扱いをしてきた。法律ではそういったことになっておるけれどもな，それを正々堂々とやってきたということ。とにかく，軽快退所基準で社会復帰を円滑にしてくれと，〔厚生省の〕公衆衛生局長が通知したかもしらんけれどもな，やっぱり，そんなことをしておったら，受け皿がなくなるやんけ。ハンセン病患者ということがわかればな，地域から除外されていく。

〔平成 15 年の 7 月 24 日，県職員を殴って，逮捕された。〕もう，いいわ，と思ってな。〔警官の取り調べは〕たいしたことなかったな。わしも，もう，どうでもいいと思って，やったんやからな。どんな事情だったか，警官にはぜんぶ話しました。こういった事情があると。〔しかし〕裁判の上ではまったく出なかった。警察に訴えたことがな。第一審ではね，ハンセンのことは，一言も裁判の上では出てません。一審は，裁判官そのものが〔ハンセン病問題を〕わかってなかった。弁護士にもあれしたけど，弁護士，「忙しいから」ちゅなこと言って，なかなか来よらへんやんけ。なんか，鳥取県の弁護士会長をやっとるちゅう。あとで聞いた話やったけどな，「〔担当しているのが〕200 件もあって，なかなか，そんな……」ちゅなこと言って。〔その国選弁護人とは，一審のときに〕1 回しか会うてない。

裁判で言いたかったのは，平成 3 年から，母親を連れて〔保健所に〕相談に行っとるのにもかかわらずな，なんでこれだけ，ずるずるずるずるして，結果の果てに，「ハンセン病の相談場所があるから」と言って，県庁に行ったねんけれども，そんときはもうすでに「らい予防法」は廃止になっとってな，「昔はこういったように指導しておりました」と言って，厚生省事務次官通知を見してくれたからといってな，そんなもの，なんの値打ちがあるんだ，と。あのとき，なんかガチャガチャするんだったら，前に保健所で，わしの担当で，話を聞いたひと，ね，相談しに行っとんのにもかかわらず，そういった〔まともな対応をしなかった〕3 人を，もう吊るし上げにあわしてしまうぞと，だいぶん，わしも怒ったんですよ。こんなもの，もう〔「らい予防法」が〕廃止になれば，事務次官通知やとかそういったものも，ぜんぶ廃止になるんとちがうんかぁ，と。

だいいちね，話し相手もおらん。自分が孤立しつくされておったから，つねに，ずうっとね。話も，そうやって，中途半端に……。こちらのほうが〔仕事を〕休んで行っとんのにもかかわらずな，なんで，そんなこと，わかってくれんのか，という疑問は，つねに〔抱いてました〕。

〔事件を起こすまで〕わし，〔仕事を〕休んで，〔県庁まで〕毎日行きよったから，10 年間，だから，行きっぱなしだったんですよ。毎日。そのかんに使ったカネが，生活費も含めてやねんけど，2,000 万使った。貯金ぜんぶはたいちゃった。ガソリン代，ほとんどでな。毎日，県庁へ行きよった。だから，ひとをダラスするんかと思って。だから，ほんまに，〔ハンセン病は〕家族会と

か遺族会がないからな，これだけバカにするのか，というのも，強かったな。県庁に行っても，おなじことの繰り返しでな。人事異動，変わるたびに，同じ説明をせにゃいかん。「ちゃんと引き継ぎをしておるから」って言って，名目上は言うけれども，まったく引き継ぎはされておらん。書類をちょっと渡したぐらいでな。

それから，これだけは話しておかないかんけどな，うちの親戚の K という家ね。父親の妹であり，うちのおふくろの従姉妹。その家が，いちばん被害にあったなぁ。いろんなかたちで，うちのおふくろの話が出て，縁談も破談になった。ようやく結婚して，子どもも 1 人おったということやねんけれども，まだ，相当に若かった，昭和 40 年代にな，首吊って死んだと。やっぱりな，つらい思いをしてきておるんだから。その妹も，何回も何回も，うちのおふくろの話が出て，破談になって，わしが墓参りに行ったときに，大泣きをしておった現場も見てますしな。やっぱり，その K 家がいちばん大きな被害があったな。うちらの場合，外へ出てしまったから，そこまでもいってぇへんけどもね。やっぱり，あれぐらいの障害をもって，出て行った。その姿をみんなが見ておるからな，誤魔化しきかんですよ。たとえ「多発性神経炎」「紅斑性ケロイド」，そういった病名をもらったからといってな。

〔大竹章の〕『無菌地帯』〔を読んだのは〕やっぱり，平成 10 年ぐらいだったと思うんやけどね。「らい予防法」廃止になってからやな。廃止になるまでは，そんなに本も出てなかったからな。〔その本で，山梨の一家心中の事件を知って〕あれは，また，わし，正しいと思いますよ。将来を悲観してな，一家が心中した。「らい予防法」がこれだけ長いあいだ続いたということは，それが正しいということになってしまいますよ。ほかにもう，生きようがない。そのひとたちもな，これまでずっと，「無らい県運動」に参加して，ね，ハンセン病を出した家がどんな結果が生まれてきておるんか見ておるんだからな。自分たちも，そういった屈辱というものを味わうのが，嫌だったとちがいます。それならば，みんなで毒薬を飲んで死のうじゃないかというような話が生まれてきたとしても，不思議ではないし，ここには，涙のひとつも流れてへんですよ，って言ってました。ほんとうに，人間，悲しかったらな，涙も出えへんという。一気に，みなが腹をくくって，飲んだものであってな。悲しいからとかそんなことでな，泣いたというようなことは，わし，なかったと思いますよ。張本人は，ハンセン病〔かどうか〕調べに行って，酒飲んで，次の日に帰ったのかな。そしたら，みんな死んでおったと，いうようなことを書いてあったけどな。［昭和 30 年代だったと思うんやけど］熊本での［ハンセン病にかかった父親を］猟銃［で殺して自分も死んだ］事件にしたって，そうだがな[10]。やっぱり，将

---

[10] 2009 年 10 月に，TM さんに本稿の公表許可をえるために電話をかけたときの口頭での説明を角カッコ内に補った。TM さんは，なにかの本で読んだと言われるが，わたしたちはまだ確認できていない。ただ，10 月 5 日付けの手紙で，TM さんは，『全患協ニュース』第 630 号の「主張」を引用したある本の 1 頁のコピーを同封してこられた。

「長島架橋ルート決定」と報じた『全患協ニュース』1983（昭和 58）年 7 月 15 日号は同じ紙面に「今も残る偏見の悲劇」と題して「主張」を掲げた。

即ち「秋田県で，若い母親が子どもの軽い皮膚病をハンセン病と思い込み，2 児を絞殺したあと自分も自殺（未遂）を図るという痛ましい事件があったのは昭

来を悲観して，結局は，そこまでな，屈辱なめに遭いとうないから，そちらのほうを選んだというのもな，これは正解だったとちがうの，って。〔平成 8 年になってやっと〕「らい予防法」が廃止になったということはな，そういった選択をしたひとの思いがな，わかりますよね。

〔そして〕「らい予防法」が廃止になっても，まったく癒されておらない人たちがかなりおるということは事実。わしもそうであるようにね。ほんとに，じゃあ，癒されたかっていうたら，わしは，癒されておらんと思うんです。療養所に入所しておる人は，まだいいけども，〔社会に〕残された人というのは，偏見と差別の風雨のなかにおるだけぇね。それで自殺した人もおればね，気が狂った人もおる。そちらの被害のほうが，わしは，何十倍も大きいと思ってます。ほんとに，そこんところをな，わからないかん。わからんというほうが，どうかしとるわ。

語りを読み解く

《ある非入所者家族のライフストーリー》として再現してきた TM さんの語りを，どのように読み解くか。読み解きの指針として，わたしたちは 2 つの原則をみずからに確認しておきたいと思う。ひとつは，《方法としての共感的理解》である。わたしたちは，「聞き取り」をおこなうさい，語り手が，幼い頃から現在にいたるまで，どんな体験をしてきたか，そのつどどんな思いをしてきたかを，基本的に，語り手の人生をたどるかたちで聞いていく。聞き終わったときに，なるほど，そういう体験を積み重ねてきたら，わたしも，いま，語り手とおなじような考え方になっているだろうな，と思えることがある。すべ

和 56 年暮れのこと」「こんどは，今年〔1983 年〕1 月，香川県において『自分も娘もハンセン病にかかっていると思いこんだ母親（36 歳）が，小学 3 年の娘のふとんの中にガスを出しっ放しにして死なせ，自分も意識を失ったが夫に見つかり命をとりとめた』という事件がありました」として「偏見は，国民の融和と社会発展にとって有害です。政府は，強制隔離政策に費やした何倍もの費用と労力を払ってでも，ハンセン病に対する偏見除去に努力する責任があります」というもの。（大竹 1996: 345）

そして，TM さんは手紙にこう書いている。

秋田，香川のお母さんも，相談する所もなく，町の薬局店でカナマイシンナンコウといった様な抗生物質のナンコウを子供さんに付けてやったと思います。それが数ヶ月にもなって〔あれこれ〕考えるようになると，変な方にばかり考えたと思います。

〔ハンセン病療養所から〕社会に出た人は大変な事なんです。昭和 30 年代，3,500 名の社会復帰者，その他未登録患者 3,100 名。6,600 名もの患者が社会にいる。これに対して法改正がいったのです。不安な生活が続いたのです。〔みんな〕この人たちのことをほとんど考えていない。又，その家族，親戚の方々も大変な一生をおえている。

私どもの事でも相談する所もない。役所が人事異動でかわるたびに，同じことを説明せんといかんのか。そして又，ノイローゼにしたりして，こんどは何をして貰いたいのか……と言ってもめている。

このことは，〔東京の〕○○さんにも資料を送っています。一度○○さんと話をしてみて下さい。

ての聞き取りがそのような思いをもたらすものではないけれども，そのような《共感的理解》に到達することができたとき，ああ，今回の聞き取りはきちんとできたなぁと思える。――ここでは，読み取りの場面においても，TM さんが語りをとおして表明してきた考えを，いわば冷たく突き放して評価するのではなく，《共感的に受け止めていく》ことをみずからの方法として自覚的に採用したい。

いまひとつは，長年，さまざまなマイノリティ問題にかかわってくるなかで，実践的な場面において学んできたことのひとつであるが，《されるを責めず》の原則を貫きたいということである。《されるを責めず》とは，差別される側の立場に置かれたひとが，被差別の状況を生き抜くことをとおしてみずから作り上げてきた状況認識や，選び取ってきた行動指針が，かりに一般的に妥当であり正当であるとされる状況認識や行動指針からずれたものであっても，そのことでもって「差別される側に置かれてきた当人」を批判の対象とはしないで，すくなくともいったんは受容したうえで，人間的なかかわりを展開していきたいとする考え方である。

この 2 つの原則を踏まえて，まず第 1 に考察の対象としたいのは，語り手の TM さんが，“母親をハンセン病療養所に入所させないで，阪大病院の外来治療への通院を支えてきたことは，間違いだった。むしろ，母親をハンセン病療養所に入所させていたほうが，母の晩年は幸せだったのではないか”と主張している点である。――TM さんのこの語りを容易には受け入れがたいものとしているものに，「癩／らい予防法」にもとづく日本政府による「強制隔離政策」は，議論の余地なく誤った政策であったという，2001 年 5 月の熊本地裁判決や「ハンセン病問題に関する検証会議」の『最終報告書』（2005 年 3 月）などの積み重ねをとおして築き上げられてきた認識がある。

とはいうものの，ハンセン病療養所の入所者たちの語りをみていくと，「療養所に入れられて，ひどいめにあった」という語りもあれば，「療養所に入ることができて，ありがたかった」という語りもある。おなじところに収容・隔離されてきたのに，「怒りの語り」だけでなく，逆の「感謝の語り」もあるのは，なぜなのか[11]。――非入所者家族である TM さんの語りは，この問題とつながっている問題だと，わたしたちは思う。

わたしたちが編集した『栗生楽泉園入所者証言集』から，「感謝の語り」を例示してみよう。

ある女性（1909 年生）は，海軍軍人の夫が発病。海軍を追われ，どこへ逃げても警察が入所勧奨にやってきた。「ふたり一緒に住めるのなら」という約束で長島愛生園に行くが，夫だけ収容され，彼女は拒否される。途方にくれているとき，楽泉園の「自由地区」を知り，家を購入して入所。「うれしかった」「夫とはここで 59 年つれそいました。その幸せを思うと，すべて帳消し。不服は言わない」（砺ほか編 2009a: 278–98）。――なるほどなと思える。

ある女性（1921 年生）は，眉毛がとれて，「素人家では働けない」と思い，「眉毛も描け白粉も塗れる水商売の家で」働いた。しかし，「眉毛のないのは，いい病気じゃないよ」と客に見咎められるたびに，勤め先を転々とした。社会の中にはどこにも「居場所がなかった」。楽泉園の存在を知ったとき，自分か

11　この点については，黒坂（2009）を参照されたい。

ら飛んで来た（砺ほか編 2009b: 162–82）。――なるほどなと思える。

また，未発表の聞き取り事例だが，松丘保養園に入所しているある男性（1924年生）は，子どもの頃，発病したことがムラじゅうに知れわたり，近所の子どもたちから石を投げられたばかりか，井戸に土砂を投げ込まれて使えなくされたという。彼は，療養所に入所したとき，「正直，ホッとしたんですよ」と心情を語った。――なるほどなと思える。

「療養所に入れられて，ひどいめにあった」という語りと，「療養所に入ることができて，ありがたかった」という語りを，別個の対立する語りとして読むのではなく，むすびつけて読み取るとき，つぎのことがわかる。「隔離政策」のもと，ハンセン病を病んだひとに作用した社会的制度的な力は，当人の意思にかわまず強制的に療養所へと引っ張ってきて閉じ込める《収容・隔離の力》だけでなく，社会から患者の居場所を徹底的になくして，患者みずからに入所を望ませさえする《抑圧・排除の力》があったということ。この 2 つの力が「予防法体制」を形作っていたのだ。だから，「怒りの語り」と「感謝の語り」は，けっして対立するものではなく，「予防法体制」による被害を，主にどこで感得させられたかの違いにほかならないのだ，と。

わたしたちには，TM さんの語りは，一部の入所者の語る「感謝の語り」の裏返しの語りであるように思われる。一部の入所者の「感謝の語り」は，「療養所に入ることができて，ありがたかった」というものであるが，その語りの背後には，入所以前に，社会のなかで，「予防法体制」による《抑圧・排除の力》をさんざん体験させられ，自分の居場所をなくしていたという体験が存在することが多い。TM さんの語りは，それと裏返しのかたちで，「母親を療養所に入れてやることができれば，よかったのに」というものである。やはりその背後には，「予防法体制」によって作りだされた抑圧・排除・苦労・差別の体験の積み重ねがある。「親戚会議」の決めたこととはいえ，母親と TM さんは「入所勧奨」から逃れるために故郷を追われている。大阪での長屋住まいのときには，近隣住民からの露骨な差別を受けている。阪大病院での外来治療では，保険診療が適用されず経済的困窮に追いやられている。立ち戻ってきた故郷でも町の医者から「手の腐れだな」という言葉を投げつけられている。そして，最後に，脳梗塞で倒れたあと入所した老人ホームでは，露骨な差別的扱いを受けた。最後のところで，問題が一挙に噴出したのだ。

母親の処遇をめぐってハンセン病療養所を訪ね始めていた TM さんが，近年のハンセン病療養所の様子を目の当たりに見て，“露骨な差別を受ける老人ホームよりも，同病者が集まるハンセン病療養所のほうが，母親はおだやかな老後をおくれたのではないか”と思ったのも，ある意味では当然であろう。TM さん自身，語りのなかで何度も，“問題の元凶は「予防法体制」にもとづく「無らい県運動」である”と考えていることを明らかにしている。しかし，母親をひとりで支え続けてきた TM さんの人生のなかで，自分ひとりの力で「らい予防法」を廃止させる等の課題を達成することは，どだい不可能であった。TM さんに選択可能であったのは，母親を未入所のまま支えつづけるか，ハンセン病療養所に入所させるかの二者択一でしかなかったことは，理解できる。前者が，晩年の母親に不遇をもたらしたのであれば，TM さんが「入所させたほうがよかった」との結論を選んだとしても，だれも責めることはできない。

第 2 に取り上げたい問題は，「らい予防法」という法律と行政職員との関係

をめぐってのTMさんの語りである。この問題は，発端のところで，入り組んだ様相を示している。一族の長老ともいうべき「M のおっつぁん」が，役場の「保健課長と住民課長」を兼務していて，「無らい県運動」の推進者の立場にありながら，その立場ゆえに得られる情報を利用して，通常のひとたちにはなしえない「入所勧奨」の回避を，病気の母親を大阪へ移住させ，「大阪大学微生物病研究所らい部門」での外来診療に通院させることで，達成してしまったということがあるからである。一定の権限をもった行政職員でもある親戚の者が，「らい予防法」を無視する行動を，最初の時点で選択しているのだ。

TMさんの行政職員への怒りは，何重にも重なっている。長男，次男，三男，四男，姉と，TMさんのきょうだいのことごとくが病気の母親を見捨てて「逃げて」しまったことに対して，行政は母親の面倒をみるように「説得する義務」があるはず，それなのに，なにもしてこなかったという怒りがある。そして，老人ホームで母親が差別的扱いを受けるなかで，「相談」にのってもらいたかった町の相談所の職員は，「らい」という言葉を聞いただけで逃げ出したし，保健所の保健婦もただ話を聞く（ふりをする）だけで，なんらの解決策を呈示することなく，人事異動が繰り返されるたびに，TMさんは一から説明を繰り返さなければならなかったもどかしさ。そして，きわめつけは，1996年3月に「らい予防法」が廃止となった1ヵ月後に，3人目の保健婦から，「県庁にハンセン病の相談窓口があった」と告げられたことであった。まさしく，後の祭り。そして，鳥取県庁の健康対策課に通いつめての「抗議」も，ついに，「まともな異議申し立て」とは受け取られないまま，「クレーマー」扱いを受けた模様である。――TM さん自身に，「らい予防法」は悪法との認識はある。ありながらも，行政職員に「法に準拠した対応」を執拗に求めつづけたことは，前述の，“非入所を貫くよりも，療養所に入所させたほうが母親は幸せだったにちがいない”という劇的な転回を経ていることを前提とするかぎり，なるほどと納得せざるをえないものである。

第3には，阪大病院の外来治療のありかたへの執拗な批判の問題がある。じつは，わたしたち自身，2006年12月に，TMさんの話を聞いている時点では，この批判の意味を十分に理解できていたとは言いがたい。しかし，2008 年秋にこのTMさんの語りを原稿にまとめるつもりだったのが，『栗生楽泉園入所者証言集』の編集にまるまる1年の時間をとられたことで，作業が1年遅れとなった。そのかんに，『証言集』の作業のひとつとして，元栗生楽泉園副園長のハンセン病専門医，並里まさ子医師から，長時間にわたってお話をお聞きする機会が得られた。並里医師の証言は，『証言集』の下巻に，「最新・ハンセン病基礎講座」および「全生園と楽泉園で基本科医師として過ごして」の2編の語りとして収録したが，これらをお読みいただければ，ハンセン病治療の時代的制約ということは勘案しながら判断する必要はあるものの，TMさんの阪大病院批判は，けっして荒唐無稽なものではないことが理解されよう。――わたしたち自身，TMさんの語りをまとめる作業が遅れたおかげで，あいだに，並里先生のお話を聞くことができたことをたいへんラッキーだったと思っている。できるだけ，語り手の語ったままを文章化することを，聞き取り調査のデータ整理の原則としてはいるものの，やはり，聞き手の側が理解できていないことを，語り手の伝えようとしたままにまとめることは難しいと考えられるからである。

さらに，おなじく優れたハンセン病専門医である和泉眞蔵医師が，『医者の僕にハンセン病が教えてくれたこと』のなかで，1957 年，大阪市立大学医学部に入学した年に，瀬戸内海の大島青松園を訪ねたときに，「大阪大学微生物病研究所癩部門の先生方」に出会ったことに言及し，こう述べていることも追記しておこう。「私は密かに卒業後はこの教室に入ろうと決めた。結局私は阪大には行かなかったが，それは私のハンセン病専門医としての人生にとって決定的に重要な意味を持った。ずっと後になって知ったことだが，阪大のハンセン病研究室は，実験研究には熱心だったが臨床のできるハンセン病専門医を育てることや臨床医学の研究者育成には不熱心だったからである。もしそのまま阪大の門をたたいていたら，『臨床』の道をはずれて実験研究に生涯を捧げることになったかも知れない」（和泉 2005: 6–7）と。

以上にみてきたように，TM の母親は，そして，TM は，まぎれもなく「らい予防法」体制の犠牲者のひとりである。TM は，「単なる刑事事件」の被告として国によって裁かれただけで，「らい予防法」体制の犠牲者であることについては，いまだ，国から，あるいは行政から，なんらの謝罪も受けていない。本人の言うように，「らい予防法」が廃止となっても，いまだに，癒されないまま放置されているのだ。そのことへの怒りが，この 9 時間におよぶ語りを，わたしたちにむけて語らせたのだと言えよう。

［文献］

和泉眞蔵，2005，『医者の僕にハンセン病が教えてくれたこと』シービーアール.

砂雄二・福岡安則・黒坂愛衣編，2009a，『栗生楽泉園入所者証言集（上）』創土社.

————・————・————編，2009b，『栗生楽泉園入所者証言集（中）』創土社.

————・————・————編，2009c，『栗生楽泉園入所者証言集（下）』創土社.

黒坂愛衣，2009，「『怒り』と『感謝』を生む被害の構造――『栗生楽泉園入所者証言集』の編集にかかわって」『部落解放』622: 82–89.

大竹章，1996，『無菌地帯――らい予防法の真実とは』草土文化.

Families of Uninstitutionalized Patients during the Era of the Leprosy Prevention Law: An Interview Concerning Issues over Hansen's Disease

Yasunori FUKUOKA & Ai KUROSAKA

This research note deals with the life story of a man whose mother was a Hansen's disease patient who until her death remained uninstitutionalized in a leprosarium, in contravention of the Segregation Policy stipulated by the Leprosy Prevention Law.

TM was born in 1945, and the word that his mother had Hansen's disease began to spread to the neighborhoods around 1956. When TM became a second-year junior high school student, his relatives decided to move his mother to Osaka from Tottori prefecture in order to avoid coerced institutionalization in a leprosarium. TM's mother attended the Hansen's disease clinic at the Osaka University Hospital. After four elder brothers and an elder sister abandoned the family, TM took care of his mother by himself. After living in Osaka for nine years, TM and his mother decided to return to Tottori after they found the treatment of the Osaka University Hospital did not have effect. TM then supported his mother through working away from home. In 1985, his mother suffered from the cerebral infarction and entered a nursing home. She was forced to endure explicit discrimination due to her history of Hansen's disease.

At the time, believing that it was best for his mother, TM had supported her uninstitutionalized life, but now he experienced a significant change in view and began to think that her old age would have been happier had she entered a leprosarium after all. From that time, and even after his mother passed away in 1994, TM persistently accused the public health center and prefectural government of neglecting their responsibility to deal with his mother appropriately in accordance with the Leprosy Prevention Law. However, he was not taken seriously, and in the end attacked a staff member of the prefectural government with a hatchet in 2003. Consequently, he was charged with attempted murder and sentenced to three years in prison.

At a glance, TM's statements—insisting "My mother would certainly have been happier entering a leprosarium than remaining uninstitutionalized," and "It is problematic that the government administration failed to appropriately deal with patients in accordance with the Leprosy Prevention Law"; and moreover, "The Hansen's disease

treatment at Osaka University Hospital was nothing but a medical experiment which ignored the financial situation of the patient's family, and they did not even properly explain the methods of treatment to the patient and her family"—appear to contradict the common understanding concerning Hansen's disease issues, as compiled in such venues as the decision of the Kumamoto district court in 2001, and the "Final Conference Report" of the Conference for the Investigation of Hansen's Disease Issues in 2005.

According to our understanding, however, TM's testimonies reveal that the Segregation Policy under the Leprosy Prevention Law constituted not only the power of accommodation and segregation, which forcefully imprisoned patients in leprosariums regardless of their will, but also the power of suppression and exclusion which thoroughly erased the place of patients and their families in society, and sometimes made patients or their families come to desire institutionalizing them. It was only through the creation of these two forces that the Segregation Policy could function. Furthermore, his testimony reveals how remaining uninstitutionalized meant nothing more than enduring long years of suppression and exclusion. One can understand how TM's anger at how his mother was discriminated against at the nursing home erupted all at once.

TM's testimony clearly reveals that if being forcefully segregated in a leprosarium meant a life deprived of human rights, then remaining uninstitutionalized and living in society outside of an institution meant a life wholly devoid of peace of mind.

Key words: Hansen's disease, uninstitutionalized patients, life story